

# 川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略

2016年3月

福島県双葉郡川内村



# 目 次

I	人口ビジョンおよび総合戦略策定の前提.....	1
	1. 目 的.....	1
	2. 対象期間.....	1
	3. 運用・見直し等について.....	1
II	人口ビジョン.....	2
	1. 川内村における人口ビジョンの基本的考え方.....	2
	2. 川内村の人口推計.....	3
	3. 人口の将来展望.....	10
III	総合戦略.....	16
	1. 総合戦略の基本的考え方.....	16
	2. 川内村総合戦略の基本方向と戦略目標.....	18
	3. 川内村総合戦略における戦略目標および政策パッケージ.....	24
	4. 今後の川内村村民の世代ニーズや属性に対応した政策パッケージ.....	30
	5. 地方創生版実行計画事業表.....	39
IV	付属資料.....	42



# I 人口ビジョンおよび総合戦略策定の前提

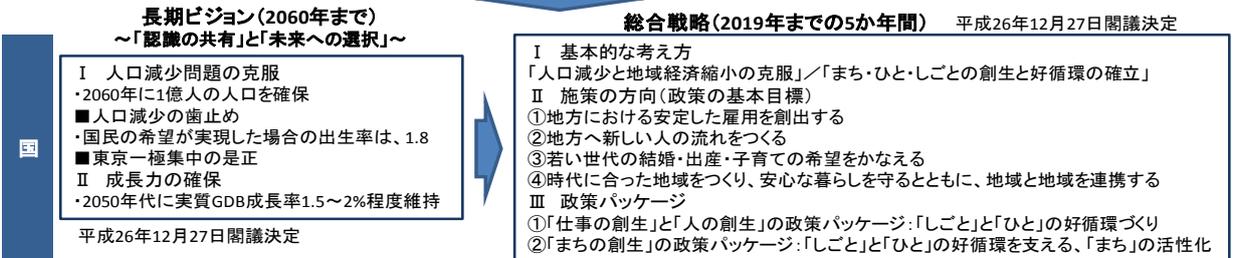
## 1. 目的

わが国全体の本格的な少子高齢化の進展に対応するとともに人口減少に歯止めをかけ活力ある社会の維持を目的に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に定められた地方人口ビジョンおよび地方版総合戦略の策定を行います。川内村版の人口ビジョンおよび総合戦略は、国の長期ビジョンおよび総合戦略をふまえつつも東日本大震災と原子力発電所事故による全村避難から帰村を開始し、平成25年3月に「新生かわうちの創造」をめざし策定された「第4次川内村総合計画」および「川内村復興計画」など先行する計画との関連性を重視し、すでに、村を挙げて復興から創造へ取り組みつつある本村固有の計画との整合を図るものとします。

### まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略策定の全体像

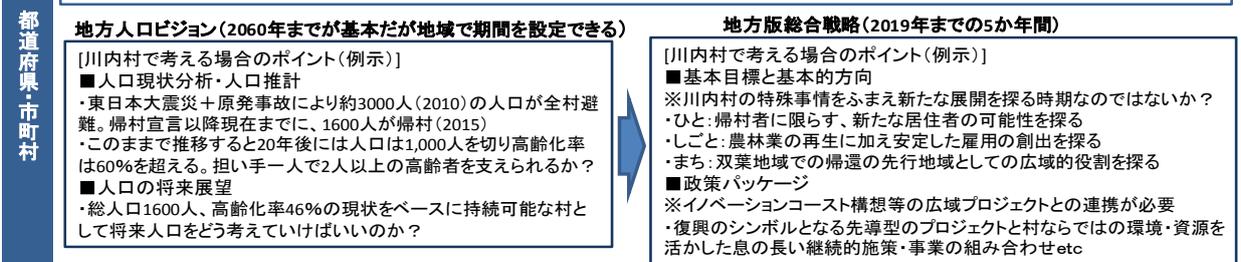
※地方版総合戦略の策定は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日公布)に定められている

**【目的】** 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごとに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。  
**【市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略】(努力義務)**  
 まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向や市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を記載



### 地方人口ビジョンと地方版総合戦略とは?

国の総合戦略を参考にしながら、**地域の人口の現状分析や人口推計等客観的なデータをふまえて、行政、住民、産業団体、企業、大学、議会など地域の多様な主体の総意により、少子・高齢・人口減少進展の中で、将来人口を展望するとともに、いかにして持続可能な市町村を創生し、次世代へ受け継いでいくかの視点から具体的な施策と客観的な数値目標(KPI)を検討し、総合戦略として取りまとめるもの。**  
 なお総合戦略に掲げられた施策は、主に国の新型交付金等の財源により実施するとともにPDCAサイクルにより検証していくことになる。



## 2. 対象期間

### ①人口ビジョン

近隣町村帰還・復興や国・県の動向が流動的であるため当面20年間を想定し2035年までとします。

### ②総合戦略

復興計画、総合計画等の進捗と整合をはかりつつ当面5年間を想定し2020年までとします。

## 3. 運用・見直し等について

双葉地域の帰還・復興動向、国の政策等川内村を取り巻く環境変化および総合戦略のKPIの評価結果などをふまえて必要に応じ見直しを行うなど柔軟に運用します。

## II 人口ビジョン

### 1. 川内村における人口ビジョンの基本的考え方

#### (1) 東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえた人口ビジョン

川内村は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の同時発生以降、富岡町民の避難受入れ→全村避難→帰村宣言（平成 24 年 1 月）→一部住民の帰村開始→総合計画・復興計画策定（平成 25 年 3 月）・国土利用計画策定（平成 26 年 9 月）など計画的な復興への取り組みという過程を経て現在に至っております。この間の村の人口は、いったんほぼゼロになるという想定外の変化、高齢者が中心の帰村住民の年齢構成という状況下であり、現在、すでに国の想定した 50 年後の姿を先取りした厳しい状況にあります。川内村の人口ビジョンでは、国の考える標準的、汎用的なシナリオに合致せず、過去の人口動向のデータの延長で将来人口を推計することが困難な状況にあります。また、村内の一部の住民は、避難指示準備区域のまま避難状態が続いており、引き続き除染と放射線測定結果の評価に加え、放射線の健康影響に関する評価、日常生活に必要な社会基盤と生活関連サービスの復旧状況の評価が必要な状況にあります。このため、川内村の人口ビジョンの策定に際しては、今一度、現実を踏まえた人口をベースにしつつも広域的視点に立った国・県を挙げての福島再生プロジェクト（イノベーションコースト構想ほか）の進展など中長期的な視野で新たな人口増加策の可能性を検討しながら総合計画に掲げた「新生かわうちの創造」という目標をふまえたビジョンとします。

#### (2) 少子高齢化社会における人口ビジョン

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来人口推計結果や地方創生会議の人口推計結果から明らかのように、今後ほぼ全国の全市町村で少子高齢化・人口減少との同時進展が予想され、仮に原子力発電所事故がなかったとしても川内村の少子高齢化と人口減少は消滅可能性自治体に含まれたと推測されます。さらに現在の川内村の状況は、帰還者の多くが高齢者世帯であり、人口増加につながる結婚・出産・子育て世代の帰還は極めて少なく人口再生産力は極めて乏しいため、今後の自然増に期待することも難しい状況です。村の人口を維持しつつ震災前の水準回復に少しでも近づけ持続可能な村を実現するためには、長期的視野の下で、出生者数の増加に寄与する出産・子育て世代の UIJ ターンが不可欠であり、そのためには、安心・安全・快適な生活環境を担保することで震災前の村居住者の帰村だけにこだわらず、より広範に川内村に住んで子供を育てたいと思う積極的な人たちを増やしていくしかありません。また、若い世代だけにこだわらず広域的視点に立ち、帰還時期が遅れる、あるいは長期的視点に立って、居住困難な地域で生活していた双葉地域の方で同じ双葉地域に住みたいという方に暮らしやすい居住の場を提供することも人口確保に寄与するものと考えられます。

#### (3) 地域の産業をふまえた人口ビジョン

村に人を留め村外から人を呼び込む最大のポイントは、村民各年齢層とりわけこれから子供を産み・育てる世代が求める安定した雇用機会や就業機会の確保にあります。川内村は、震災前は農林業と原子力発電所関連企業での雇用、いわき市への通勤などによりが職場を確保してきました。震災後は、復興過程で企業の立地があったものの賃金水準や雇用形態、年齢的なミスマッチなどで人が集まらないという悪循環の状況にあります。村の将来を考えると産業の厚みを増し、産業の裾野を広げる

ことで職業の選択肢を多様化することが求められます。そのためには、福島再生に向け国・県が推進するイノベーション・コースト構想などの新たなプロジェクト（再生可能エネルギー・エコリサイクルを含む）の中で川内村の特性を活かし広域的視点からその一翼を担うことでこれまでにない産業誘致や産業関係者への居住の場の提供等による新たな人口確保の可能性があると考えます。

## 2. 川内村の人口推計

### (1) 現状趨勢ケースの考え方

#### ①推計方法

川内村では、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故に伴う全村避難を経て2012年（平成24年）4月より一部住民の帰村が始まっていますが、近隣町村の帰還の遅れや国の被災地対策の不透明さなど将来が見通しにくい状況にあることから、国（内閣府）および県ともに将来推計値を示していません。したがって、本ビジョンにおいては、国立社会保障・人口問題研究所が用いるコーホート要因法に準じて独自の人口推計を行いました。基準人口は、2010年（平成22年）の国勢調査の結果及び2015年（平成27年）5月時点の村内生活者（帰村人口：週4日以上村に戻っている人口）を用い、推計期間は、2035年（平成47年）までの20年間とし、5年間隔で性別、5歳階級別に推計しました。推計では、2015年（平成27年）時点の人口動向が今後とも続くと想定する現状趨勢型を設定しました。

具体的な手順としては、将来の人口動態を想定し、これに基づいて推計を行うこととしました。人口動態は、出生と死亡の動向である「自然動態」と、転入及び転出の動向である「社会動態」に分けられます。来期の人口は、今期の人口に出生数と転入数を加え、死亡数と転出数を減じたものです。この関係を式に表すと以下ようになります。

$$\text{来期人口推計値} = \text{今期人口実績値} + \text{出生数} - \text{死亡数} + \text{転入数} - \text{転出数}$$

自然増減人口（出生数－死亡数）の推計に際し、出生数を規定する合計特殊出生率、死亡数を規定する生残率を想定することが必要となります。生残率・合計特殊出生率の想定は、国立社会保障・人口問題研究所による将来想定値（都道府県別）の福島県の値を踏襲しました。社会増減人口の推計については、5歳階級別に社会増減（転入と転出）を推計しました。

[参考] コーホート要因法の推計方法

- ① 基準年(2015年(平成27年))の人口を男女別・5歳階級別のグループに分ける。
- ② ①の各々のグループに「5年後生存している割合(生残率)」を乗じ、2020(平成32年)年の封鎖人口を推計する。ただし、各グループが5歳ずつ繰り上がるため、0～4歳のグループ以外の男女別・5歳階級別の封鎖人口の算出となる。2020年(平成32年)の0～4歳のグループの封鎖人口については、出生数の推計より算出する(③参照)。
- ③ 2010年(平成22年)の15歳から49歳の女性の5歳階級別のグループについて、各グループに対応する出生の割合(出生率)を掛け合わせて出生数を推計し、さらに0～4歳のグループの「5年後生存している割合(生残率)」を掛け合わせて2020年(平成32年)の0～4歳のグループの封鎖人口を推計する。
- ④ ②、③より推計された封鎖人口に「5年間に転入・転出する割合(社会移動率)」を掛け合わせることで、2020年の男女別・5歳階級別の人口を推計する。
- ⑤ ②～④を繰り返すことで、5年ごとの人口を推計する。

### (2) 結果の概要

- 総人口は、2015年（平成27年）時点では1,609人（震災前の約57%）ですが、このまま推移すると20年後の2035年（平成47年）には920人まで減少します。

- 特に、15～64 歳人口（生産年齢人口）の働き盛りの人口の減少幅は大きく、20 年後には現在の 729 人から 285 人と 6 割強減少します。一方、65 歳以上人口の割合は年々増加し、20 年後（2035 年）には 62.9%と超高齢化状態になります。
- 少子高齢化と人口減少が同時に進み、人口構造は逆三角形となり。特に、2025 年（平成 37 年）以降は、30 歳未満の階層で人口が男女とも 10 人前後となり、人口の再生産が期待できなくなり、地域社会（行政区や集落）の存続や自治体の消滅が現実となってくる恐れがあります。
- 2015 年（平成 27 年）では、高齢者 1 人を 1 人で支える計算ですが 20 年後の 2035 年（平成 47 年）には、高齢者 2 人を 1 人で支える必要が生じ、扶養の限界を超える事が懸念されます。

### ①総人口・年齢 3 階層別人口の推移

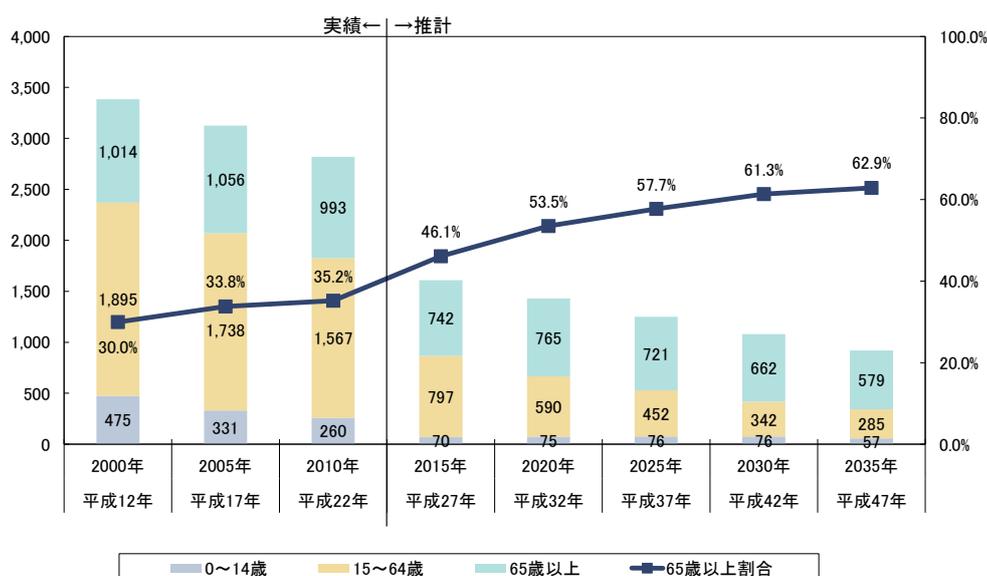
総人口は、2015 年（平成 27 年）に 1,609 人（震災前の約 57%）となり、このまま推移すると、20 年後の 2035 年（平成 47 年）には 920 人（現在の約 57%）と 1,000 人以下となります。

表Ⅱ-1 総人口・年齢 3 階層別人口の推計結果（現状趨勢ケース）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
実数	合計	3,384	3,125	2,820	1,609	1,430	1,250	1,080	920
	0～14歳	475	331	260	70	75	76	76	57
	15～64歳	1,895	1,738	1,567	797	590	452	342	285
	65歳以上	1,014	1,056	993	742	765	721	662	579
割合	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～14歳割合	14.0%	10.6%	9.2%	4.4%	5.2%	6.1%	7.0%	6.2%
	15～64歳割合	56.0%	55.6%	55.6%	49.5%	41.3%	36.2%	31.6%	30.9%
	65歳以上割合	30.0%	33.8%	35.2%	46.1%	53.5%	57.7%	61.3%	62.9%

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

特に、15 歳～64 歳人口（生産年齢人口）の減少幅が大きく、また、65 歳以上人口高齢者の割合は年々増加し、2035 年（平成 47 年）には 62.9%になると推計されます。



図Ⅱ-1 総人口・年齢 3 階層別人口の推計結果（現状趨勢ケース）

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

年齢5歳階級別では2015年（平成27年）時点の帰村者は50代、60代が多いため、少子高齢化と人口減少が同時に進み、人口構造は逆三角形となります。特に、2025年（平成37年）以降は、30歳未満の階層で人口が男女とも10人前後と激減します。

表Ⅱ-2 年齢5階層別人口の推移（現状趨勢ケース）（合計）

合計	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0～4	149	93	97	69	19	29	28	19	11
5～9	234	146	99	96	27	19	30	28	19
10～14	252	236	135	95	24	26	19	29	27
15～19	196	156	164	92	23	16	17	13	19
20～24	181	132	110	105	61	15	12	11	8
25～29	164	139	140	114	66	60	15	11	11
30～34	190	139	117	126	56	57	53	13	9
35～39	250	169	134	110	49	52	53	50	12
40～44	321	237	161	118	46	45	48	49	47
45～49	238	295	225	166	66	44	44	46	48
50～54	178	234	290	226	111	66	44	43	46
55～59	242	169	231	271	130	105	63	43	42
60～64	323	225	166	239	189	129	104	62	42
65～69	297	308	217	167	133	186	127	103	61
70～74	249	273	283	200	129	124	175	120	97
75～79	156	213	252	256	165	119	114	161	111
80～84	102	125	167	205	174	140	102	99	140
85歳以上	75	95	137	165	141	197	203	180	169
合計	3,797	3,384	3,125	2,820	1,609	1,430	1,250	1,080	920

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

表Ⅱ-3 年齢5階層別人口の推移（現状趨勢ケース）（男性）

男性	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0～4	66	55	52	36	10	16	15	11	6
5～9	125	67	61	50	13	10	17	16	11
10～14	129	124	60	55	15	12	9	15	14
15～19	96	84	89	42	12	11	9	6	11
20～24	133	85	78	68	37	10	9	7	5
25～29	92	85	77	72	39	30	8	7	6
30～34	112	69	68	66	34	31	24	7	6
35～39	146	92	64	60	30	29	28	21	6
40～44	177	136	87	54	25	28	27	25	19
45～49	144	154	126	89	41	23	26	25	24
50～54	97	139	147	130	68	41	23	26	25
55～59	120	80	133	132	70	62	37	21	23
60～64	147	104	84	137	107	69	61	36	21
65～69	139	138	98	85	67	105	68	60	36
70～74	113	126	127	91	63	63	99	64	57
75～79	56	87	112	107	75	55	55	87	57
80～84	37	45	65	91	75	63	47	47	76
85歳以上	24	37	43	49	42	71	78	70	68
合計	1,953	1,707	1,571	1,414	823	729	638	553	472

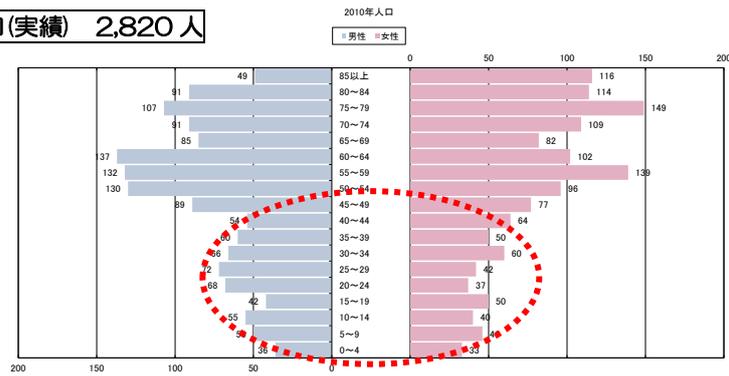
出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

表Ⅱ-4 年齢5階層別人口の推移（現状趨勢ケース）（女性）

女性	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
0～4	83	38	45	33	10	13	13	9	5
5～9	109	79	38	46	13	10	13	12	9
10～14	123	112	75	40	9	14	10	13	13
15～19	100	72	75	50	11	6	9	6	9
20～24	48	47	32	37	24	5	3	4	3
25～29	72	54	63	42	27	30	7	3	5
30～34	78	70	49	60	22	26	28	6	3
35～39	104	77	70	50	19	22	26	29	6
40～44	144	101	74	64	21	18	21	24	27
45～49	94	141	99	77	25	21	18	21	24
50～54	81	95	143	96	42	25	21	18	21
55～59	122	89	98	139	61	44	26	22	18
60～64	176	121	82	102	82	60	43	26	21
65～69	158	170	119	82	66	81	60	43	26
70～74	136	147	156	109	66	61	76	56	40
75～79	100	126	140	149	90	64	60	74	54
80～84	65	80	102	114	99	77	55	52	64
85歳以上	51	58	94	116	99	126	125	110	100
合計	1,844	1,677	1,554	1,406	786	702	611	527	449

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

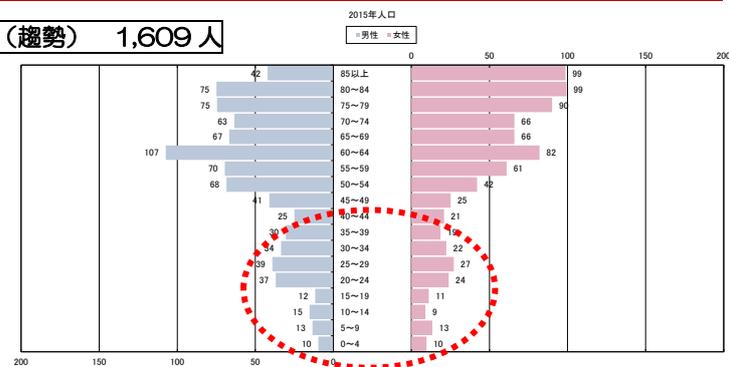
震災5か月前人口(実績) 2,820人



図Ⅱ-2 年齢5歳階級別人口構成(2010年)

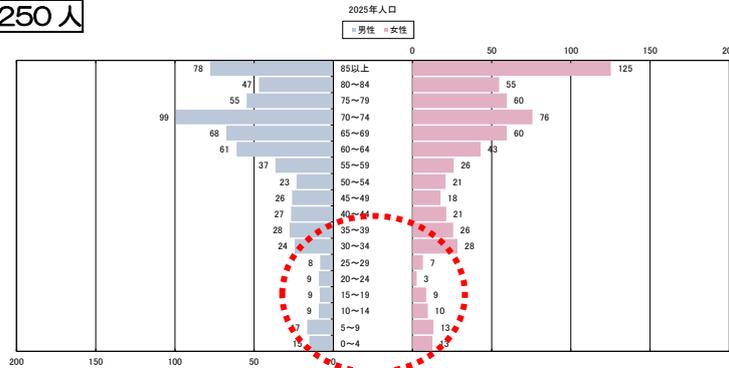
東日本大震災・原発事故⇨全村避難⇨帰村宣言⇨帰村開始

現状帰村人口ベース(趨勢) 1,609人



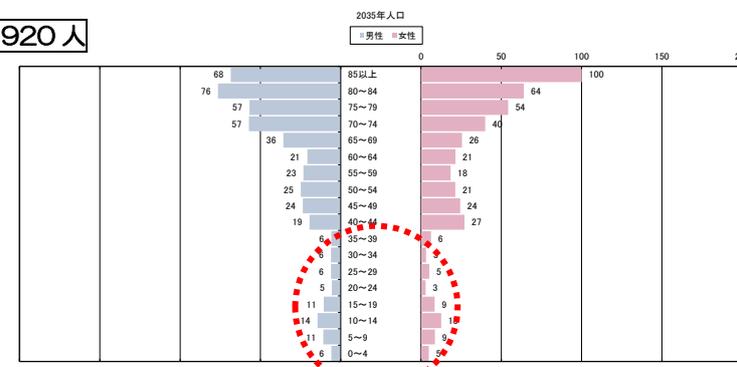
図Ⅱ-3 年齢5歳階級別人口構成(2015年)

10年後人口 1,250人



図Ⅱ-4 年齢5歳階級別人口構成(2025年)

20年後人口 920人



図Ⅱ-5 年齢5歳階級別人口構成(2035年)

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成(図Ⅱ-2~5)

## ②世帯数の推移

川内村の世帯数の推移については、国の各種資料（総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計結果」）を参考に福島県および川内村の世帯当たり人員数を比較した結果、両者に大きな差は見られなかったため、国立社会保障・人口問題研究所「福島県将来世帯数推計」の将来人口および世帯数の予測値より将来の世帯当たり人員数を算出し、これをもとに川内村の将来世帯数を推計した結果、現状のまま推移する場合の世帯数は、2010年（基準年）の950世帯が、2035年には373世帯まで大きく減少することになります。

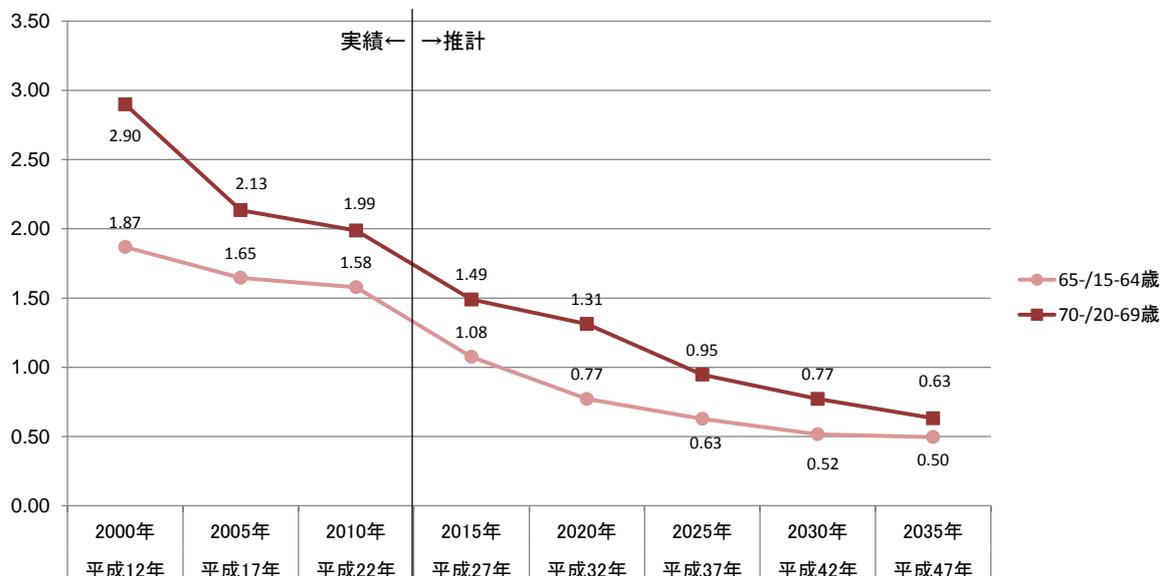
表Ⅱ-5 川内村の総世帯数推移（現状趨勢ケース）

	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
世帯数（現状趨勢ケース）	976	965	950	640	546	486	427	373
世帯当たり人員	3.467	3.238	2.968	2.516	2.635	2.590	2.551	2.518

出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県×将来人口推計結果」に基づき三菱総合研究所が推計

## ③高齢者扶養率（帰村人口をベースとした現状趨勢ケース）

高齢者一人に対する生産年齢人口（15歳～64歳）の割合の推移をみるとすでに2015年（平成27年）には、高齢者1人を1.08人で支えているという厳しい状況であります。20年後の2035年（平成47年）には、高齢者1人を0.5人で支えなければならないという極めて困難な状況になると推測されます。高学歴化や定年延長という社会環境変化を想定し、生産年齢を5歳ずつ引き上げ20歳～69歳とし高齢者を70歳以上とした場合でも2015年で1.49人だったものが2025年には0.95人と一人を割り2035年には0.63人まで低下し、担い手層の負担が相当に高まることが必至です。



図Ⅱ-6 高齢者扶養率の推移（現状趨勢ケース）

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

### **(3) 少子高齢・人口減少が及ぼす影響**

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故による全村避難を余儀なくされた川内村では、帰村宣言後に一部で帰村が始まりましたが、現在の帰村者は高齢者が中心で、出産・子育て層はほとんど戻っていません。現状趨勢ケースの推計結果に見るように自然動態においては、出生数が見込めない一方で高齢化による死亡者数が増加するため自然減少が加速されるとともに、社会動態については、原子力発電所や関連サービス業のような安定した職場が失われたことにより若い世代の転出の抑制ができず、また、新たな転入者の促進も期待できないまま、急速な少子高齢化と人口減少が進展し、川内村に悪循環な構造が恒常化し、マイナスの連鎖をもたらすことにより自治体の財政破たんや地域社会の崩壊といった地方消滅が現実となるという最悪シナリオが懸念されます。



図Ⅱ-7 急速な少子高齢・人口減少が地方自治体に及ぼす最悪シナリオ

### 3. 人口の将来展望

#### (1) 人口回復ケースの考え方

##### ①人口回復へ貢献する住民像の想定

川内村で今後の人口回復を考えるためには、将来どのような年齢層の人たちがどのような暮らしをしているかという想定が必要であると考えられます。そこで将来人口を考える際に想定される典型的な対象者への人口増加への期待と対応の課題を以下のように想定しました。

##### ア. 川内村出身者（避難者・首都圏地域居住者等）

○潜在帰村者：平成 29 年 3 月仮設・借上住宅支援終了、平成 30 年 3 月生活再建支援終了に伴い帰村される方（当面 5 年）および子供の高校卒業後に帰村される方（5 年後～10 年後）【40 代後半以降の中老年層中心】

（※一部は現在の川内村居住者から仮設・借上住宅返却者を除いた約 1,000 人に含まれる）

・対応課題⇒帰村しても不便を感じずに暮らせる居住環境や医療環境や生活サービス、生きがい、就労の確保等が必要

○潜在Uターン者：大学進学等で避難先から帰村しないまま村外に出た方、震災前から村外にて生活していた方々に対し、就職・子育て等を契機に村に戻る方【20～30 代の若者層中心(子どもの増加に寄与)】(10 年後～) および親の介護や定年を契機にふるさとに戻る方【中老年層が中心】(時期未定)

・対応課題⇒前者に対しては、安定した雇用機会、帰村を促すような出産・子育て等に対する支援、後者に対しては、安心して暮らせる医療・福祉環境や生活サービスの充実、新たな生きがい・就労の場の確保が必要

○潜在Jターン者（双葉地域帰還希望者）：帰還が遅れる郡内町村住民のうち川内村居住希望する方【高齢者層が中心?】(今後 10 年以内)

・対応課題⇒安心して暮らせる住居や医療福祉環境・生活サービスの確保、新たな生きがい・就労の確保等が必要

##### イ. 川内村出身者以外

○誘致企業、原子力関連産業就業者等：工業団地整備により誘致した企業やイノベーション・コースト構想等の関連で双葉地域に進出する企業等の従業員、研究者および家族等の新規居住者層【20 代～50 代までの働き盛り層が中心(子どもの増加に寄与)】(数年後から時期未定)

・対応課題⇒川内村独自のゆとりのある住居（菜園付き住宅等）や快適な環境など質の高い暮らし、特色ある教育などの魅力づくりが必要

○潜在Iターン者（川内村に暮らしの価値を求める新規居住者）：川内村の環境や資源を活かした起業を考える人や村づくりへの参画を希望する人たち、豊かな自然環境やふれあい、助け合いのあるコミュニティの中での暮らしや働きながら安心して子育て等を希望する人たち【20 代～30 代の若い層(子どもの増加に寄与)および二回り目の人生の生きがいを求める中老年層が中心】(数年後から時期未定)

・対応課題⇒若い世代に対しては、やりがいのある就労の場や低廉な住居の確保、結婚・出産・子育てへの支援や特色ある教育、中高齢層に対しては、ニーズに合った居住環境の斡旋、既存のコミュニティとの交流や村内で活躍する場の提供などが必要

- 帰村者の年齢階層別に、理想とされる生活シナリオ・必要な施策を整理する。
- 他の属性として、潜在帰村者、潜在Uターン者、潜在Jターン者、潜在Iターン者、誘致企業・原子力関連産業従事者が挙げられる。  
 帰村者で重複するものは省略しつつ、それぞれで理想とされる生活シナリオ・必要な施策も整理する。
  - ✓ 潜在帰村者：H29.3仮設・借上住宅支援終了、H30.3生活再建支援終了に伴う帰村者（当面5年）および子供の高校卒業後の帰村者（5年後～10年後）
  - ✓ 潜在Uターン者：大学進学等で避難先から帰村しないまま村外に出た者、震災前から村外にて生活しており、就職・子育て等を契機に村に戻ることを考える人たち
  - ✓ 潜在Jターン者：震災前から村外にて生活しており、親の介護や定年を契機にふるさとに戻る人たち
  - ✓ 潜在Iターン者：帰還が遅れる双葉郡内町村の避難住民のうち川内村への居住を希望する人たち
  - ✓ 潜在Iターン者：川内村の環境や資源を活かした起業を考える人や村づくりへの参画を希望する人たち、豊かな自然環境やふれあいや助け合いのある村ならではのコミュニティの中で暮らしたいや働きながら安心して子育て等を施行する人たち（例）都会の若者やひとり親世帯（シングルマザー等）など

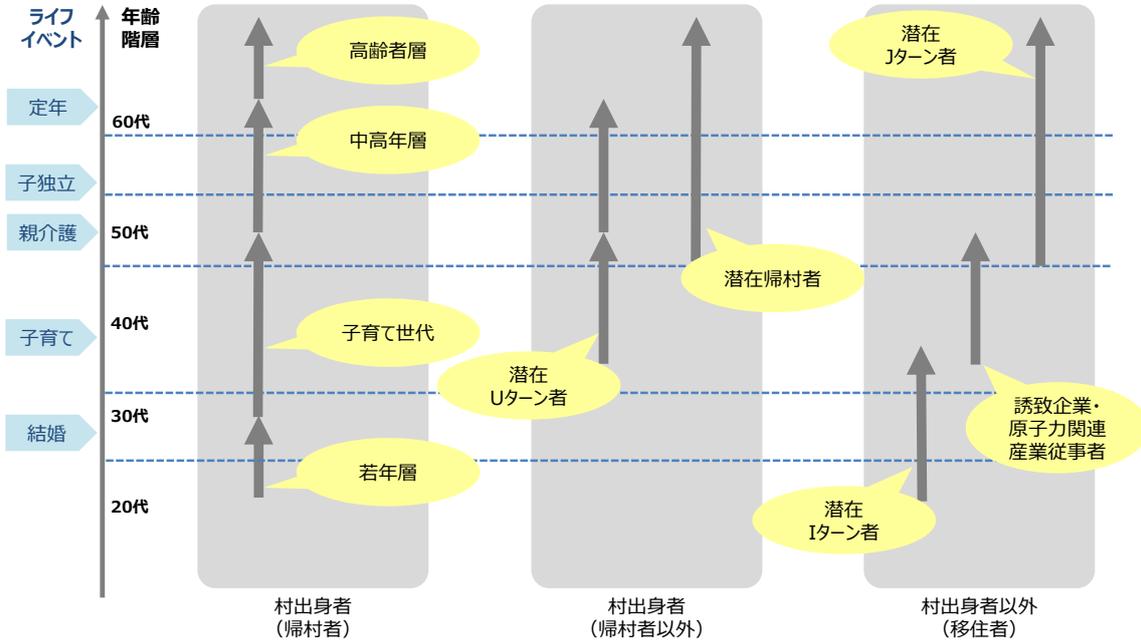


図 II-8 今後の川内村住民の典型的な年齢・属性別生活スタイルの想定

## ②人口回復ケースの前提条件

川内村における将来人口については、20年後に920人まで減少し、自治体や地域社会の維持困難になることが懸念される現状趨勢ケースから脱却し、帰村の促進と新たなU・I・Jターン者の誘致という両面から幅広い年齢層に向けた政策を実施し、震災前の水準までの回復をめざすという前提に立って推計を行いました。推計の前提条件は以下のとおりです。

### ア. 推計方法

- ・現状趨勢ケースで用いたコーホート要因法を用い、年齢5歳階級別に自然動態（生残率、出生率）、社会動態（純移動率、計画的転入者数）の条件を設定して推計を行いました。

### イ. 社会増減、自然増減に対する設定条件

#### ■社会動態（転入者数増加）

- ・転入超過による社会減の改善をめざし、これからの村の担い手層を中心に転出抑制および転入促進策を積極的に進めることとし、2015年以降5年ごとに350人～650人（年間70人～130人、20年間合計で2,000人）まで徐々に転入者が増えることを見込みました（なお新規転入者の人口5歳階級別構成は、少子高齢化が著しい川内村の人口構成による高齢化進展および出生率低下を改善するため全国平均の年齢構成を用いました）。

#### ■自然動態（出生者数増加）

- ・出生数の減少と死亡数増加による自然減の進展を抑制するため、出産・子育て層に対する積極的な支援策により出産適齢期世帯や若いひとり親世帯等を呼び込むことを前提に合計特殊出生率が2015年の1.44から2035年の2.10まで徐々に向上（改善）するものと想定しました。

## (2) 推計結果

### ①推計結果の概要

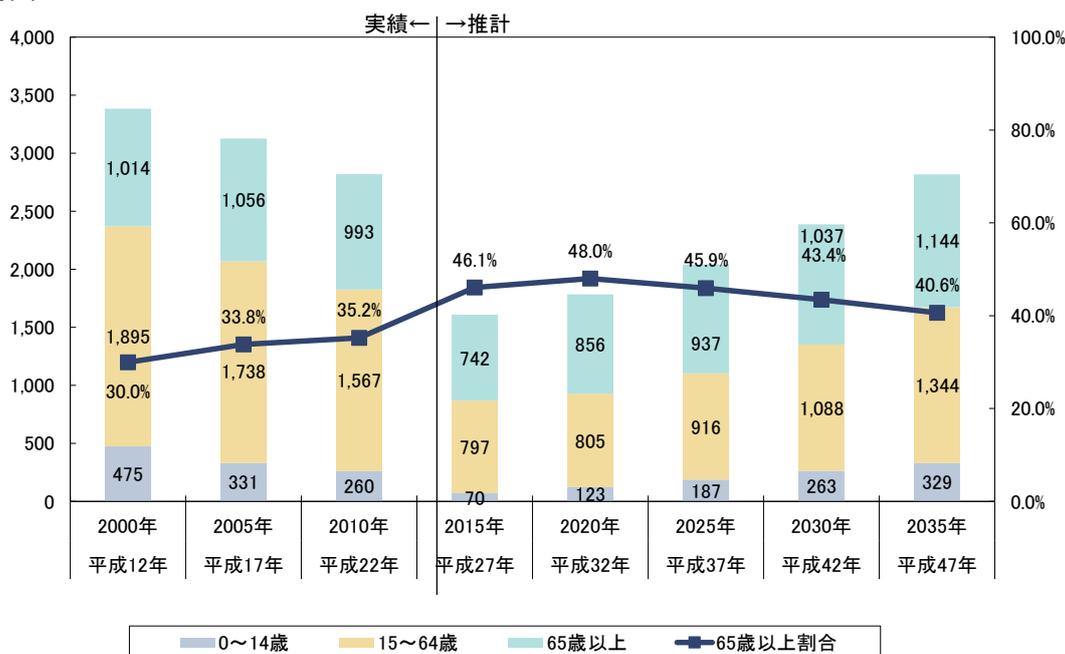
- 総人口は、2015年（平成27年）時点では1,609人が20年後の2035年（平成47年）には、2,817人と震災・避難前の水準まで回復します（現状趨勢ケースに比べ1,890人の増加）。
- 出産・子育て層の増加により、20年後には年少人口（0～14歳）は現在の70人（4.4%）から329人と増加し現在の4.4%から11.7%と回復するとともに生産年齢人口（15～64歳）も2035年には、現在の797人から1,344人まで増加します。高齢者人口（65歳以上）は高齢化の影響で増加するもののその割合は2015年の46.1%から2035年の40.6%まで5.5%改善します。
- 人口5歳階級の人口構成（人口ヒストグラム）を見ると、年少人口の回復に伴い、2015年のやじろべえ型から、若年層に厚みができ、安定した構造への改善が見られます。

表Ⅱ-6 総人口・年齢3階層別人口の推計結果（人口回復ケース）

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
		2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
実数	合計	3,384	3,125	2,820	1,609	1,784	2,040	2,388	2,817
	0～14歳	475	331	260	70	123	187	263	329
	15～64歳	1,895	1,738	1,567	797	805	916	1,088	1,344
	65歳以上	1,014	1,056	993	742	856	937	1,037	1,144
割合	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～14歳割合	14.0%	10.6%	9.2%	4.4%	6.9%	9.2%	11.0%	11.7%
	15～64歳割合	56.0%	55.6%	55.6%	49.5%	45.1%	44.9%	45.6%	47.7%
	65歳以上割合	30.0%	33.8%	35.2%	46.1%	48.0%	45.9%	43.4%	40.6%

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

### ②総人口

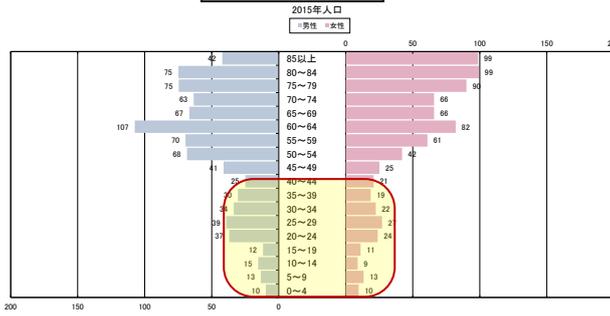


図Ⅱ-9 総人口・年齢3階層別人口の推計結果（人口回復ケース）

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

### ③年齢5歳階級別人口

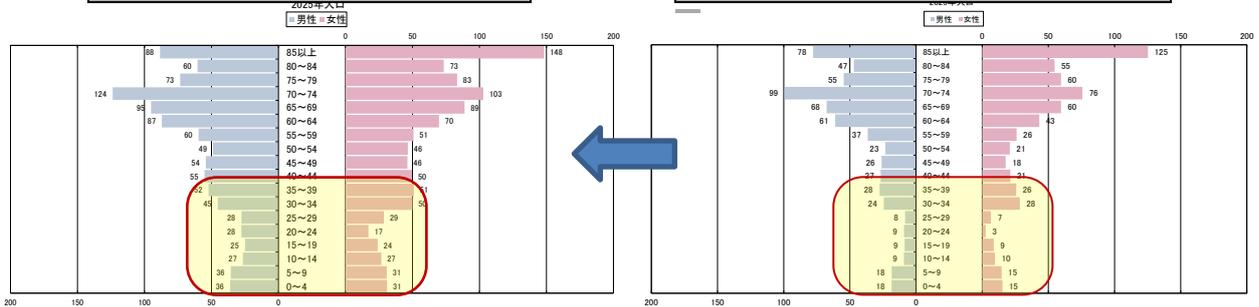
現状 1,609人



図Ⅱ-10 年齢5歳階級別人口構成 (2015年)

人口回復ケース: 10年後人口 2,050人

[参考] 現状趨勢ケース: 10年後人口 1,250

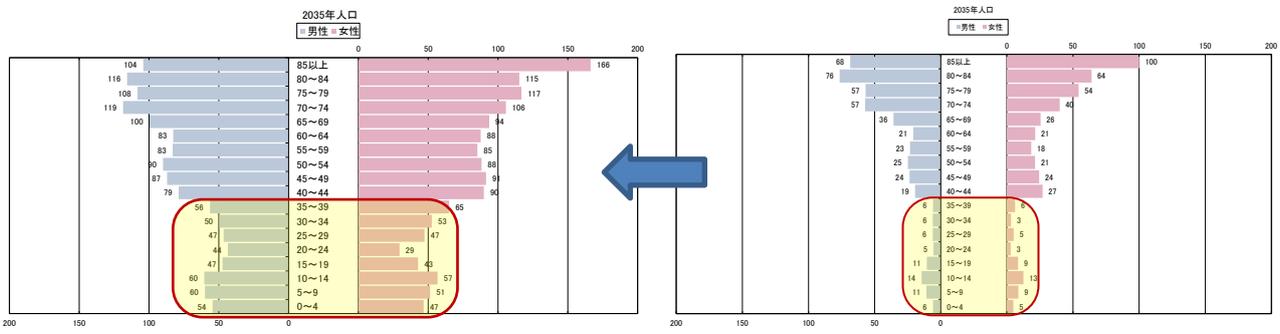


図Ⅱ-11 年齢5歳階級別人口構成 (2025年)

改善・回復

人口回復ケース: 20年後人口 2,810人

[参考] 現状趨勢ケース: 20年後人口 920



図Ⅱ-12 年齢5歳階級別人口構成 (2035年)

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成 (図Ⅱ-10~12)

#### ④世帯数の推移

川内村の復興から積極的な人口増加対策を実施した場合世帯数は、1世帯当たり人員の縮小傾向の影響もあり2010年の950世帯が、2035年には1,116世帯と人口より増加率が高まり、震災前を上回る水準まで増加する結果になりました。

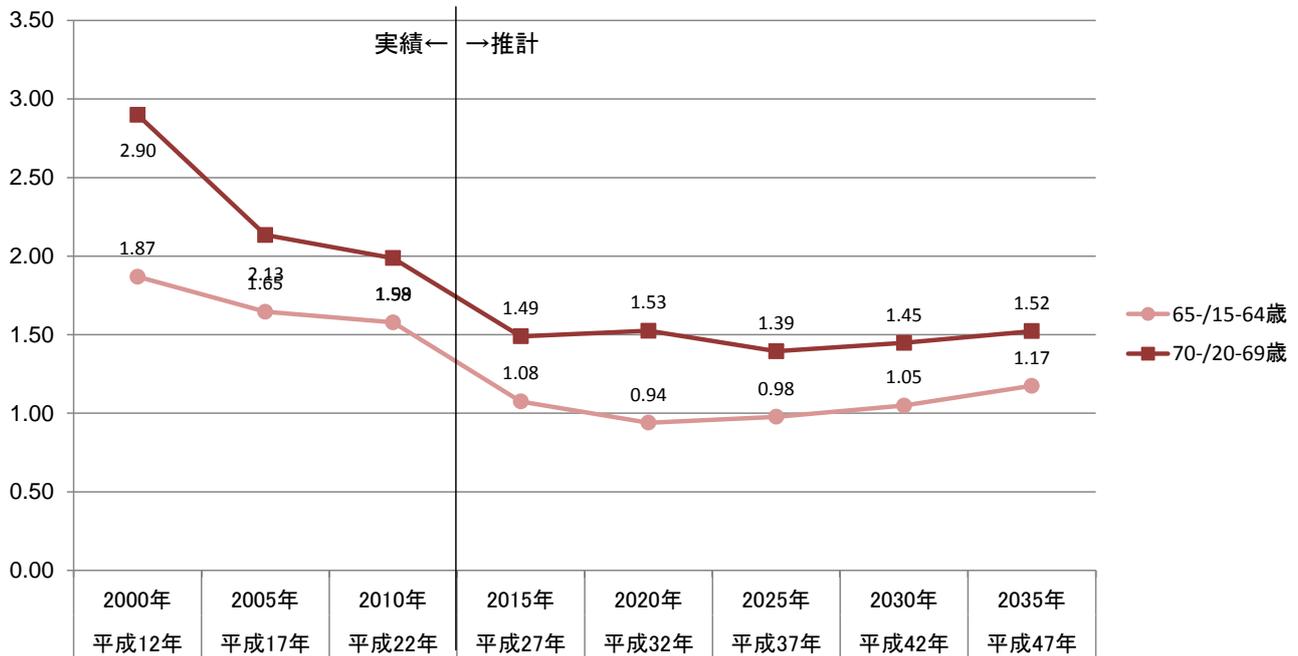
表Ⅱ-7 川内村の総世帯数推移（現状趨勢ケース・人口回復ケース）

		2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
世帯数	現状趨勢ケース	976	965	950	640	546	486	427	373
	人口回復対策ケース	976	965	950	640	675	791	937	1,116
世帯当たり人員		3.467	3.238	2.968	2.516	2.635	2.590	2.551	2.518

出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県×将来人口推計結果」に基づき三菱総合研究所が推計

#### ⑤高齢者扶養率（人口増加対策を実施した人口回復ケース）

高齢者一人に対する生産年齢人口（15～64歳）の割合の推移をみると2020年（平成32年）に0.94人まで悪化するものの、以降改善に向かい20年後の2035年（平成47年）には、1.17人まで回復します。また、高学歴化や定年延長という社会環境変化を想定し、生産年齢を5歳ずつ引き上げ20～69歳とし高齢者を70歳以上とした場合には、2015年の1.49人から2035年の1.52人まで横ばいで推移します。



図Ⅱ-13 高齢者扶養率の推移

出所) 総務省統計局「国勢調査」・川内村「村内生活者人口」に基づき三菱総合研究所作成

### (3) 目標とする人口

福島県浜通りの将来人口の予測は、不確定要因が多く困難であるという理由から国（地方再生本部）・県ともに公表しておらず、人口ビジョン策定時の取り扱いは市町村に委ねられています。

川内村では、平成 25 年 3 月策定の第四次総合計画においても「震災前の人口規模に回復することを目標として村づくりに取り組んでいく」という表現にとどめています。

川内村の人口ビジョンの推定において、第四次総合計画に掲げた人口目標を達成することは非常に厳しい状況です。その現状を認識した上で、村民が夢や希望を持って暮らせる「新生かわうち」を創造するために、引き続き第四次総合計画の考え方を踏襲し、20 年後（2035 年）の人口についても人口回復ケースの推計結果の約 2,800 人強を目標に設定し、2015～2020 年から継続的な人口対策（仕事の創出、結婚・出産・子育て支援策の充実、新規移住者への支援等）を総合的に実施します。2020 年以降、若年層の流出抑制、子育て層や働き盛り層を中心とした計画的な転入促進及び比較的余裕のある悠々年金暮らし層の呼び込みなどにより、人口増の回復を図るとともに出産適齢人口の出生率を高めることとします。

#### 第四次総合計画における目標人口に係る記述

##### (1) 将来人口について

- 川内村では、昭和 34 年以降一貫して人口流出と高齢化が続いていたが、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災と原子力発電所事故により全村民が避難し、一時的に人口がほぼゼロの状態となった。
- 現在まで 1,600 人程度の村民が帰村したが、今後の帰村者の動向や少子高齢化による自然減が始まっている川内村では、震災前の 3,000 人程度の人口確保も、簡単に実現できると状況とは言えない。
- まずは被災前の人口に回復するための施策を講じ、全ての村民が帰村した上で、さらに自然減を補うための新たな施策(新規入村者の獲得)が必要となる。
- 本計画では、このような厳しい状況を踏まえ、多くの村民が望んでいる「いつかは“ふるさと川内”に戻りたい思い」や「自らの意思で戻ってきた村民を大切に」という気持ちを大切にしながら、官民(住民・村・県・国・企業等)一丸となって人口の回復を目指すことが重要である。
- すべての村民が戻ることのできる村を実現し、さらに広域的見地に立って「新生かわうち」を創造し、川内村に暮らしたいという人たちを受け入れることにより、震災前の人口規模に回復することを目標とした村づくりに取り組むことが必須条件である。

### Ⅲ 総合戦略

#### 1. 総合戦略の基本的考え方

##### (1) 現状の悪循環：帰村による人口増を阻む状況

川内村では、2011年3月11日の東日本大震災および福島原子力発電所事故により全村避難を経て2012年4月以降一部住民の帰村がはじまったものの近隣市町村の帰還・復興が遅れていることなど、すでに震災前の生活基盤が崩壊している現状のため、帰村しても震災前と同じ生活には戻れないという深刻な問題を抱えています。

- ・2016年10月1日に139世帯274人に対しようやく避難指示解除準備区域の解除が行われましたが、依然として帰村できない住民は19世帯52人となっています。帰村の促進に向けては、引き続き除染と放射線測定結果に加え、放射線の健康効果や日常生活に必要な社会基盤と生活関連サービスの復旧状況等地域の実情をふまえた適切な評価・検証が必要となっています。
- ・富岡町、大熊町など双葉地域での日常的な広域生活圏の崩壊、原子力発電所関連企業による雇用の場の崩壊などは改善されていません。
- ・天然資源の宝庫である自然環境(山林・溪流等)がセシウム等で汚染したものの国の方針で山林除染が行われないため、村の自然環境は回復されていません。
- ・子育て層の放射線量に対する不安や村を離れた避難生活が5年間続いたことにより、就労や子供の進学等で生活ステージが先に進み避難前の家庭環境や意識の変化に伴う問題も顕在化しています。
- ・働き盛りの年代の多くは、郡山市やいわき市など避難先での就職をしており、避難先で子供たちの小中学校や高校通学が定着しているために生計維持や子供の進学予定などの理由で当面帰村できないと考える層や便利な医療環境や買い物環境への慣れ、さらには、農林産物等への風評被害などにより帰村をためらう住民も少なくありません。
- ・帰村する住民の多くが高齢者のために今後、医療福祉、介護サービス享受への不安、自治活動、コミュニティの共助(助け合い)や日常的交流への支障などが懸念されています。

##### (2) めざすべき好循環

川内村における「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けては、川内村が現在抱えるマイナスの連鎖ともいえる悪循環から脱却し、第4次川内村総合計画に掲げた「新生かわうちの創造」の実現が不可欠です。復興から創造へ向け舵を切るためには、すでに取り組みを進めている総合計画および復興計画との関連性を重視しつつ中長期的視点に立って帰村=復興の枠を超え、以下のような将来の可能性を見据えて継続的な息の長い村づくりに取り組んでいくことが必要です。

##### ○本来の村の暮らしの良さの回復

- ・山林、河川、農地等が安全に使えるという前提に立って、村が継承してきた四季折々の身近な自然と恵みを回復していくことが大切です。
- ・避難生活で失われた多世代が同居できる住居及び田舎ならではの風景、生きがいがづくり農業など村ならではの暮らしの風景を回復していくことが大切です。
- ・農産物のおすそ分け、隣近所のつきあいや楽しみなど都会生活ほどのお金を要しない暮らしや互助・共助のしくみなど顔の見えるコミュニティを基盤とした生活スタイルを回復していくことが大

切です。

#### ○復興を契機とした財源、人材の確保

- ・復興支援や地方創生に対する国、県等からの財政支援を有効に活用し、未来の人材等へ投資していく姿勢に立った取り組みが必要です。
- ・被災～避難～帰村～復興の過程で復興事業等に携わる国、県の職員や専門人材の招聘や採用、復興支援員の派遣、大学・学生の支援、NPOなどで形成された来村支援など多くの志ある外部人材との新たなネットワークの維持・活用により川内村の新しい可能性を高めていくことが必要です。

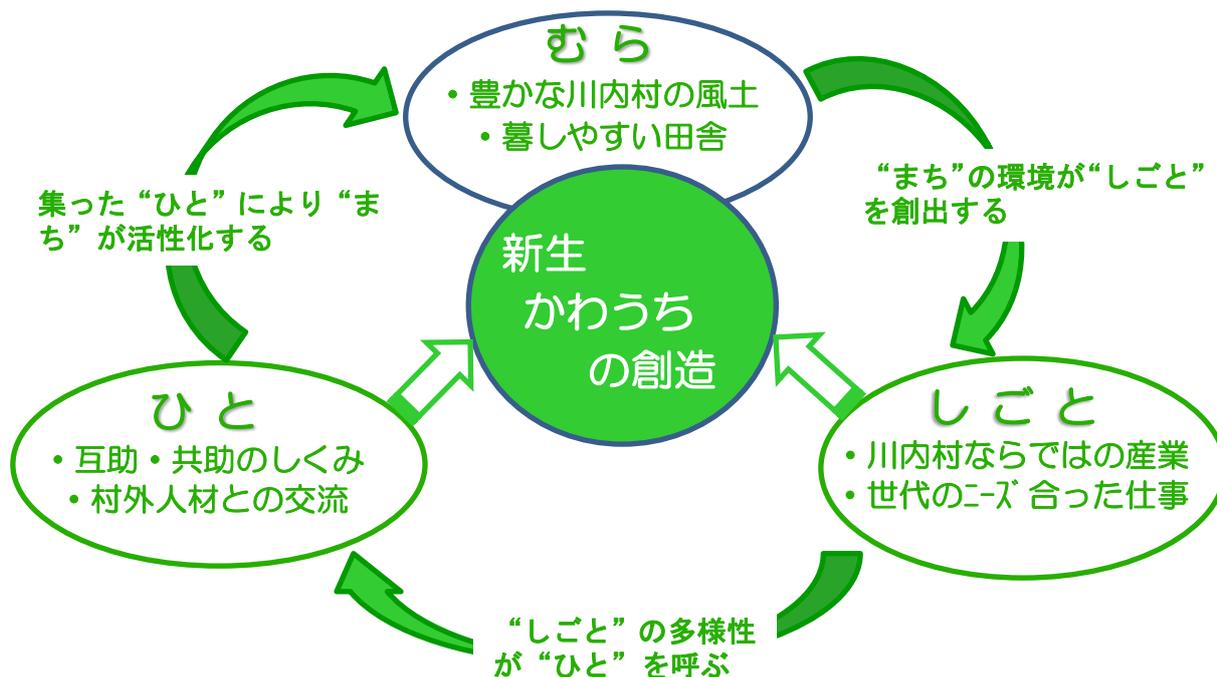
## 2. 川内村総合戦略の基本方向と戦略目標

### (1) 基本的方向

川内村では、東日本大震災と原子力発電所事故により全村避難というこれまで経験したことのない厳しい試練の中で、いち早く帰村したことに伴う悪循環（マイナスの連鎖）という現状の厳しさを乗り越え、明日への希望を持てる好循環（プラスの連鎖）への転換をめざす村づくりを進めていくことが求められます。そのため、総合戦略では、先に策定された川内村第4次総合計画および川内村復興計画にもとづき着実に進めてきた取り組みとの関連性を図り、継続的な施策・事業の実施を担保することが必要となります。

川内村における“まち”・“ひと”・“しごと”の好循環のイメージを以下に示します。

- 新たな“しごと”が“ひと”を呼び、訪れた“ひと”が“しごと”を増やす好循環
- 特色ある“むら”の魅力が新たな“ひと”を呼び、新たな“しごと”が生まれる好循環
- 村内外の“ひと”が共に知恵を出し、汗をかくことで新たな“しごと”や“むらづくり”を創出する好循環



図Ⅲ-1 川内村におけるまち・ひと・しごとの好循環の概念

## (2) 5つの戦略目標

川内村の総合戦略の策定にあたっては、全村避難により一旦ほぼゼロになってしまった村の人口をいかに回復していくかという極めて厳しい環境下で村の現状を十分踏まえた戦略目標と政策パッケージの検討が必要となります。すなわち、右肩下がりの人口減少をいかに減速・遮減させるという一般的な自治体の課題への対応とは異なり、超高齢化した一部の帰村人口をベースに人口の数と年齢構成バランスという量・質両面の確保という極めて困難な課題に対応していかななくてはなりません。そのため村では、すでに策定された総合計画および復興計画との関連性、整合性を保ちながら中長期的に取り組みを継続させていくという視点に立って人口回復に取り組んでいきます。

川内村は、この難しい課題に対応すべく、人口の回復に挑戦するため以下のような5つの目標を設定し村一丸となって取り組んでいきます。

### ① 戦略目標1 村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る

川内村では、今後さらなる帰村を促進するとともにU J Iターンによる新たな移住を促進することにより、定住人口を確保し人口回復を実現するために、“しごと”の創出という積極的な経済基盤の創出が不可欠です。今後は、年代(ライフステージ)や生き方(ライフスタイル)に応じ“しごと”に対するニーズが多様化することが予想されることから、村では、安定的な雇用、生きがいのある就労、収益性のある農業、若者や女性が活躍できるしごとなど各年代の男女の働く意欲や働き方の希望に対応できる選択肢の多い“しごと”の創出を推進します。

### ② 戦略目標2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む

2016年10月1日に139世帯274人に対しようやく避難指示解除準備区域の解除が行われましたが、速やかな帰村は進まず、まだ19世帯52人の住民は依然として帰村できない状況にあるなど、現在川内村の人口は、約1,600人で震災前の住民のうち1,000人程度は県内外で避難生活を続けています。また、川内村出身で県内の都市や首都圏等に暮らしている人も相当の数に上ると思われます。川内村の人口回復に向けては、引き続き郡山市やいわき市をはじめ県内に避難している住民の帰村促進を支援するとともに、震災以前に村を離れた川内村出身者(潜在村民)の人生の節目におけるUターンの促進支援、川内村に都市部ではできない積極的な暮らしの価値を見出す若者や子育て層、熟年者等のIターン層への移住支援策等により、“ひと”を呼び込んでいきます。

### ③ 戦略目標3 特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす

現在川内村では、高齢者を中心とした避難先からの帰村と出産・子育て層である若い世代の帰村の遅れにより、著しい少子高齢化状態にあります。川内村の人口回復には、その数以上にバランスある年齢構成が必要となることから、出産・子育ての主役であるとともに地域産業の担い手として若い女性の増加と能力や役割の発揮が重要になります。村では、若い世代の人口を確保するため結婚、出産、子育てに対する積極的な支援を行うことで、川内村ならではのコミュニティのふれあいや助け合いを活かしながら都市部に比べて働きながら安心して出産・子育てがしやすい環境や子供の成長に応じて特色ある教育が受けられる環境を整備することにより、近年都市部を中心に増加しているシングマザーを中心とした「ひとり親世帯(注)」をはじめさまざまな子育て世代に好まれ、選ばれる“むら”づくりを推進します。

(注)「ひとり親家庭の現状について(平成27年4月20日:厚生労働省)によれば平成24年のひとり親世帯は、91.2万世帯であり、その85%を占める母子のみ(シングルマザー)世帯は、平成12年から平成24年の12年間で1.40倍と急増しています。また、母子世帯の平均年間就労収入は181万円(平成23年度全国母子世帯等調査)うち非正規雇用者は125万円と相当低く、生活保護率は14.4(全世帯平均の4.47倍)、ひとり親世帯の相対的貧困率(※)は54.6%(全世帯平均の12.4%の4.40倍)と厳しい生活を余儀なくされています。その結果、1か月あたりの教育費も16,291円(全世帯平均31,565円の51.6%)とかなり低い状況です。人口動態調査(厚生労働省)によれば平成24年以降も婚姻率は微減、離婚率は横ばい傾向が続くことから、ひとり親世帯とりわけ子育てのシングルマザー世帯への対応は、わが国の持続可能な社会の維持にとって重要な国民的課題となっています。

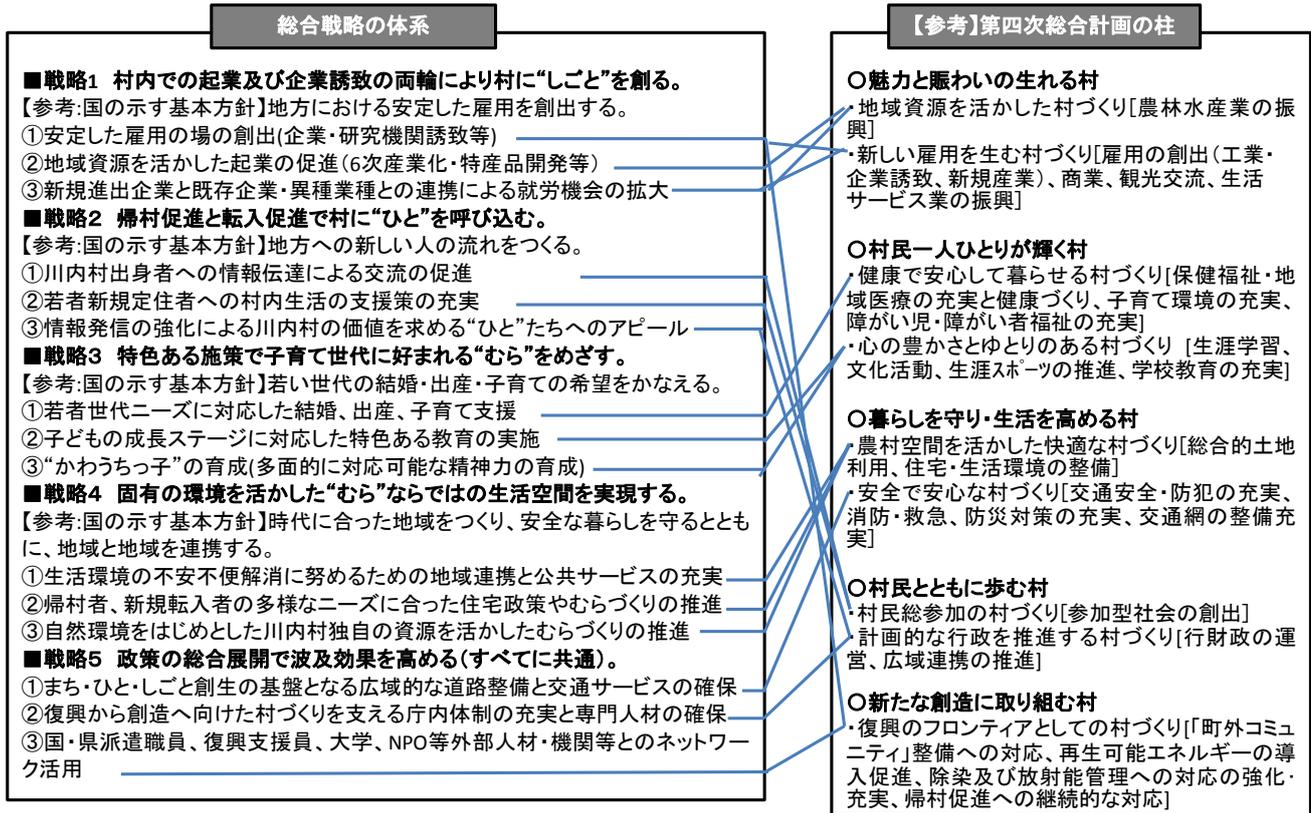
(※)相対的貧困率とは、必要最低限の生活水準を維持するための食糧・生活必需品を購入できる所得・消費水準に達していない絶対貧困者が、その国(地域)の全人口に占める割合であり、OECD(経済協力開発機構)の作成基準に基づき計算されています。

#### ④ 戦略目標4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する

高原的気候と豊かな自然環境や農村風景、農産物、林産物(山菜・きのこ)、溪流魚などの恵みと発電所関連の安定した雇用により住みよい村として地域づくりに取り組んできた川内村は、東日本大震災と原発事故により震災前と同じ環境への回復は困難な状況にあります。村では、できる限り震災前の環境へ回復することを前提に帰村者や移住者の確保に向けて、不安や不便を感じずに日々の暮らしを営める生活環境や生活サービスの確保、住宅・宅地整備や生活環境整備を行うことはもとより、循環型社会のモデルとなるような再生可能エネルギーの導入・活用などを踏まえ、村固有の歴史的な文化財等の保護や継承を図り、持続可能な「新生かわうち」ならではの快適で魅力ある生活空間の創出を推進します。

#### ⑤ 戦略目標5 政策の総合展開で波及効果を高める(すべてに共通)

復興から創造へと積極的な村づくりを進めるにあたり、まず、放射能に対する各種検証施策の充実を図るとともに、いわき市や田村市、郡山市等との役割分担を前提とした広域的な生活圏の中で、村内だけで対応できない多様な職場、高等教育機関や総合病院、大型商業施設など高次の都市機能を補完し、豊かな生活スタイルを実現できる環境を整えることが求められます。村では、広域的な生活圏の実現に不可欠な国道399号をはじめ広域的な幹線道路の整備や公共交通機関の確保など、すべての施策・事業に共通する復興の波及効果を高める重要条件として国・県の協力の下に推進するとともに、新しい村づくりの課題に柔軟かつスピード感を持って対応できる役場として組織・体制の強化や専門人材の確保・育成、対外的な情報発信力の強化などを進めていきます。



図Ⅲ-2 総合戦略と第4次総合計画との施策体系の関係

### (3) 業績評価指標(KPI)の設定

総合戦略の5つの戦略目標に対する目標値としては、今後5年間に実施を予定する主要な施策・事業の成果を想定しながら成果指標として把握可能な数値を中心に以下に示す業績評価指標を設定し、その達成状況を検証していくものとします。

戦略の柱	目標	目標指標	基準値(H27年度)	目標値(H31年度)
全体目標 [定住人口]	定住人口の確保 (増加)	●総人口数(自然動態 と社会動態の結果)	1,609人	10%増加 1,784人
	設定根拠等	人口推計結果(定住促進ケース)と政策に対応した具体的な社会増要因を積み上げ整合を図りつつ設定 ・2015-2020 自然増減 -147人(死亡者増加) ・2015-2020 社会増減 +322人 社会増内訳 ひとり親世帯転入者 10世帯 25人 進出企業従業員居住者 20世帯 70人 近隣町村(帰還困難地域)からの転入者、廃炉産業従事者等 20世帯 70人 その他(借上終了後の帰村、いなか暮らしを求めるIターン者等) 157人 ・2015-2020 人口増加 175人		
戦略目標1 [雇用創出・ 起業化支援]	企業誘致・工業団地整備による雇用創出	●誘致企業数 ●新規雇用者数	着工 誘致中	5社 60人
	設定根拠等	整備予定の工業団地への進出が決定した企業5社が表明している従業員数の合計数を見込む。		
	特産品開発とかかわ うちブランドの確立	●開発または改善された特産品数 ●特産品売上高	5品 約500万円	10品 約1,000万円
	設定根拠等	現在開発と販路開拓を進めている特産品開発を継続的に進め、品目数、売上目標の倍増をめざす。		
戦略目標2 [新規居住者 支援、交流人口確保]	新規転入世帯の確保(ひとり親対策、企業誘致、住宅対策等)	●新規転入世帯数(シングルマザー、誘致企業従業員、地域固有の要因による転入者など)	0世帯	約50世帯
	設定根拠等	シングルマザー世帯の誘致(10世帯)、進出企業関連住宅整備(従業員住宅20世帯)。地域固有の事情に起因する転入世帯(帰還困難地域からの転入者、廃炉産業従事者等)(20世帯)など帰村以外の要因による新規転入世帯数の増加を見込む。		
	交流人口(定住予備軍)の増加	●いわなの郷入込者数	約3万人	約4万人
	設定根拠等	村最大の交流拠点いわなの郷の集客力の向上に向けた再整備(キャンプ場等)により入込者数1万人の増加をめざす。		

戦略の柱	目標	目標指標	基準値(H27年度)	目標値(H31年度)
戦略目標3 [子育て支援・教育環境の充実]	子育て環境の向上による子供の確保	●保育園児、小中学生数の合計	60人	5割増加 90人
	設定根拠等	女性と子供にやさしい村づくりにより、出産・子育て人口を増やし、人口の伸び以上の増加率をめざす。		
	新たな子育て層居住者の確保	●ひとり親世帯等の新規転入者数	0人	25人 (10世帯)
	設定根拠等	社会的ニーズの高いシングルマザー等に的を絞った支援策や環境整備によりひとり親の子育て層10世帯(25人程度)の転入居住をめざす。		
戦略目標4 [生活環境の充実]	民間活力による居住環境整備	●新規居住者用の民間住宅の確保	0戸	20戸
	設定根拠等	双葉地域等の帰還困難地域からの居住希望者や廃炉産業従事者等の居住ニーズに対応し、民間活力による集合住宅20戸の建設を見込む。		
	交通弱者・買物難民等への支援	●地域公共交通ネットワークの確立	検討開始	地域固有のサービス提供
	設定根拠等	高齢化の進展による運転免許返上者増加を見込み、村内外の事業者の連携による公共交通サービスの確保をめざす。		
	再生可能エネルギーの普及促進	●新エネ設備設置補助金受領住宅件数	22戸 (H25～H27計)	33戸 5割増
	設定根拠等	平成25年度から強化した「住宅用新エネルギー設備設置補助金」事業を継続的に進め導入件数の5割増を見込み“かわうちスタイル”の暮らしへの転換をめざす。		
戦略目標5 [共通基盤・システム(インフラ、組織体制等の整備)]	周辺都市との交通利便性確保	●国道399号、県道小野・富岡線の改良(県事業)	着手	村内全区間完了 (H32年度)
	設定根拠等	郡山市、いわき市、田村市等広域的な日常生活機能の利便性を享受できるよう交通基盤の改良の促進をめざす。		
	プロジェクトの迅速かつ柔軟な遂行に対応した役場組織・人材の強化	●新規施策対応型の専任組織(タスクフォース等)の設置	なし (既存組織の中で兼務)	工業団地整備・企業誘致、定住促進・情報発信等の専任担当の設置
	設定根拠等	新しい村づくりを迅速かつ柔軟に進めるために、プロジェクト対応型の専門チームや専任職員の配置など行政組織の改革、人材の確保及び育成をめざす。		

### 3. 川内村総合戦略における戦略目標および政策パッケージ

川内村では、双葉地域でも最も早く帰村宣言を行い、いち早く復旧から復興への取り組みを進め一定の成果を挙げながらも人口回復への道のりには、相当厳しいものがあります。川内村では、そのような状況を真摯に受けとめつつ、総合戦略において復興から創造を基本とした「新生かわうち」の実現へ向けた取組みに拍車をかけることとし、前述した5つの戦略目標ごとに施策・事業を掲げ、村一丸となって積極的に挑戦していきます。

#### (1) 戦略目標1 村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る

【参考:国の示す基本方針】地方における安定した雇用を創出する。

川内村では、今後さらなる帰村を促進するとともにUJIターンによる新たな移住を促進することにより、定住人口を確保し人口回復を実現するために、“しごと”の創出という積極的な経済基盤の創出が不可欠です。今後は、年代(ライフステージ)や生き方(ライフスタイル)に応じ“しごと”に対するニーズが多様化することが予想されることから、川内村においては、安定的な雇用、生きがいのある就労、収益性のある農業、若者や女性が活躍できるしごとなど各年代の男女が働く意欲や働き方の希望に対応できる選択肢の多い“しごと”の創出が不可欠となります。そこで村では、完全な除染や風評被害払拭による農林漁業の再生とともに、企業や研究施設等の誘致による安定した雇用の場の確保、さらには、川内村ならではの地域資源を活かした起業の支援による6次産業化、特産品開発を進めていくとともに発電所関連雇用に代わる優良企業の誘致による安定的な雇用の場の確保の両面から“しごと”の創出に取り組んでいきます。

##### ①安定した雇用の場の創出(企業・研究機関誘致等)

[施策・事業]

- ・ 企業誘致のための工業団地の整備と誘致企業の選別
- ・ イノベーション・コースト構想関連の新しい原子力関連の研究機関等の誘致
- ・ 再生可能エネルギー等新しいエネルギー資源の創出・活用

##### ②地域資源を活かした起業の促進(6次産業化・特産品開発等)

[施策・事業]

- ・ 条件の良い優良農地の選択的活用のための区画(耕地)整理
- ・ 農産物の付加価値向上に向けたブランド化推進(ブランド米等)
- ・ 川内村の特産品開発や販路開拓・拡大
- ・ 新規就農者や後継者の確保・育成支援
- ・ 施設園芸の導入(施設園芸、花卉・野菜等)
- ・ 新種作物の導入(ワイン用ぶどう栽培など)
- ・ 高齢者の生きがい就労につながる特産品づくり
- ・ 農村での新たな起業を志す若者層の支援

### ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大

[施策・事業]

- ・進出企業からの業務受託等による既存企業の事業拡大
- ・新規企業進出にともなう人口増による飲食店・商店・サービス業等の経営基盤の確保
- ・イノベーション・コースト等における研究機関での雇用の確保（広域的視点で）

## (2) 戦略目標 2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む

【参考:国の示す基本方針】地方への新しい人の流れをつくる。

現在川内村の人口は、約 1,600 人で震災前の住民のうち 1,000 人程度は県内外で避難生活を続けています。また、川内村出身で県内の都市や首都圏等に暮らしている人も相当の数に上ると思われます。少子高齢化・人口減少の進展により川内村で懸念されるのは、村の経済活動の停滞による雇用の場の喪失に加え、村の元気の喪失、村を支える人材の枯渇による持続可能な地域社会の衰退です。川内村の人口回復に向けては、引き続き避難指示解除準備区に対する放射線の健康効果や、日常生活に必要な社会基盤と生活関連サービスの復旧状況等についての検証を進め帰村に向けた条件整備を促進するとともに郡山市やいわき市はじめ県内に避難している住民を中心に帰村促進に向けた支援を継続することとします。あわせて、震災以前に村を離れた川内村出身者を結婚、出産、子育て、転職、親の介護、定年退職等人生の節目にふるさとである川内村に戻ってくる可能性のある人を“潜在村民”と位置づけ、情報伝達や交流機会の促進、戻りやすい環境づくり等の支援やUターン者の活躍の場をつくります。また、川内村の有する農山村の環境の良さや働きながらの子育てのしやすさなどに積極的な価値を見出す移住希望者（新たな価値観を持つ若者やひとり親世帯等の子育て層、熟年者等のIターン層）に対し、村の暮らしの魅力をわかりやすくアピールし、来村・滞在してもらい村を体感してもらおう移住支援策等を用意するなど転入促進対策推進に取り組んでいきます。

### ①川内村出身者への情報伝達による交流の促進

[施策・事業]

- ・帰村した高齢者向けの健康づくりや運動プログラムの充実
- ・借上住宅の無料期間満了を視野に置いた帰村推進策
- ・村出身者（潜在村民）に向けたUターン促進策の展開
- ・首都圏の川内村出身者等によるネットワークの構築（ふる里かわうち会の活用など）
- ・いわなの郷の再整備による交流拠点としての機能強化

### ②若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実

[施策・事業]

- ・ひとり親世帯等に的を絞った特色ある定住促進対策の推進
- ・保育園、学校、塾等での経験豊かな高齢者の講師登用
- ・地元就業（Uターン）する医療従事者(医師・看護師等)や村が求める技術者等の奨学金返済免除等による人材の確保

- ・高齢化地区での大学や学生との交流や来訪した大学生等による村の活性化支援
- ・一定期間(15～20年以上)居住した村営住宅の無償譲渡(年齢制限を付加)
- ・女性や若者の自主的活動の促進支援

### ③情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

[施策・事業]

- ・定住人口増加に向けたホームページ等の情報発信機能の拡充
- ・村の良さ(価値)のPRのための広報戦略(川内村だからできる豊かな暮らし(自然の魅力、食の魅力、子育ての魅力、スポーツの魅力、コミュニティの魅力、人の魅力等)の発信・実践)
- ・ふるさとを体感できる滞在拠点と四季折々の魅力を盛り込んだ滞在・体験プログラムづくり
- ・首都圏等での川内村の魅力発信・交流の促進(ふる里かわうち会メンバーとの連携など)
- ・川内村内外の人たちへ向けたわかりやすい参加型イベントや情報発信の推進(フォトコンテストなど)

## (3) 戦略目標3 特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす

【参考:国の示す基本方針】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

長期的な人口減少への対応には、少子高齢化を抑制し持続可能な地域社会を維持するために、出産適齢期の若い夫婦世代の数を増やすことが不可欠となりますが高齢者を中心に避難先からの帰村が進む川内村では、出産・子育て層である若い世代の帰村が遅れており、少子高齢化が顕著な人口構成となっています。川内村の人口回復には、その数以上にバランスある年齢構成が必要となり、若い世代の人口を確保しなくてはならず、出産・子育ての主役であるとともに地域産業の担い手として若い女性の役割の発揮が重要になります。川内村では、豊かな自然環境の中で田舎ならではの暮らしを実現できるよう、役場と家族・地域、事業所等の連携により、農山村ならではのきめ細かな結婚、出産、子育て環境づくりに対する積極的な支援を行います。親世帯をはじめ出産・子育て世代の女性が働きながら子育てがしやすい大都市にはない環境を整備するとともに将来の川内村を担う人材として期待される“かわうちっ子”育成に向け、子供の成長ステージに応じた特色ある教育が受けられる環境を整備することにより、若い世代の転入促進に的を絞って取り組んでいきます。

### ①若者世代のニーズに対応した結婚、出産、子育て支援

[施策・事業]

- ・結婚促進に向けた魅力的な出会いの場の提供
- ・出産支援のための出産祝い金の拡充
- ・保育園の保育料無料化・減免・補助等
- ・給食費・修学旅行費等の経費免除
- ・シングルマザーなどが能力を発揮して働きながら安心して子育てができる環境の整備

## ②子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施

### [施策・事業]

- ・ 特色ある教育のための保育園、学校・興学塾等への講師の派遣(外国語教育の強化など)
- ・ 保育園での教師による基礎力のアップ(幼児保育度アドバイザー、幼児教育における語学力向上など)
- ・ 小中学生による伝統技能の継承や天山文庫を活用した郷土教育推進
- ・ 教育の質を高めるために先生を補佐するアシスタントの導入
- ・ 県内外の学校と連携したスクールツアーや社会勉強ツアーの実施
- ・ スポーツ関連講師によるスポーツ教室開催や村民プールを活用したスクール等の開催
- ・ 魅力ある親子のふれあい機会の創出(スキー教室など)
- ・ 高校の授業料無料化、大学進学者の学費支援等
- ・ 基金積立方式等による高校・大学の学費支援

## ③“かわうちっ子”の育成(多面的に対応可能な人材の育成)

### [施策・事業]

- ・ 職業人や専門家の招聘による課外授業やキャリア教育の充実(将来の進路や職業選択肢のための視野の拡大)
- ・ クラブチーム等によるスポーツ振興
- ・ 学校・塾等での経験豊かな高齢者の講師登用
- ・ スポーツ等特定分野に特化した教育の推進
- ・ 各種技術や教学にとどまらない精神力や判断力等の向上

## (4) 戦略目標4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する

【参考:国の示す基本方針】時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

川内村には、高原的気候と豊かな自然環境や農村風景など地域固有の恵まれた環境の下で農産物や林産物(山菜・きのこ)、溪流魚などの恵みと発電所関連の安定した雇用により住みよい村として地域づくりに取り組んできました。現在山林除染が行われていないため川内村固有の優位性を活かすことが難しく、帰村にとっての障害になっています。全村避難から5年目に入った川内村で引き続き帰村を促進するためには、不安や不便を感じない日々の暮らしを営めるような生活環境や生活サービスを確保するとともに、帰村に際しての住宅の改築に対する支援が必要となります。総合戦略においては、多様な再生可能エネルギーの導入・活用による川内村ならではの循環型の地域づくりに取り組むなど中長期的視点から村づくりを推進し、震災・原発事故によるハンディを克服し、以前の環境への回復を前提にしつつも高齢化社会も見据えた住宅・宅地整備や生活環境整備などコンパクトな生活空間を創出していきます。また、村の自然環境や自然エネルギーなど村ならではの地域資源を活用した快適な生活空間と暮らしの楽しみを創出し、ゆとりを実感できる村づくりを推進することにより、帰村した村民のみなさんや川内村に新天地をめざし新たに転入した人たちが村に暮らす意味を積極的にとらえて生活できるよう支援していきます。

### ①生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実

[施策・事業(例)]

- ・若者から高齢者まで利用できる病院（専門医の診療環境の充実）
- ・福祉施設の充実や買物環境の充実（村の拠点としての商業施設の整備とコミュニティの場としての活用など）
- ・井戸水への転換に対する補助（浅井戸対策含めた安全な水確保）
- ・特区等による農地法・森林法の規制緩和
- ・交通利便性確保のための公共交通サービスの充実（デマンドバス・タクシー等と連携した広域拠点とのネットワークシステムなど）
- ・こども、女性、高齢者等が集う公共施設の改築や整備と効果的・効率的な運用

### ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進

[施策・事業(例)]

- ・若者定住につながる新築住宅の建設補助や2世帯住宅向けの改築補助
- ・低価格な居住の場としての宅地用地・住居(空き家、復興住宅移行後の仮設住宅を含む)の確保
- ・コンパクトな村づくりの一環としての高齢者と児童・生徒の交流環境づくり
- ・交通弱者等高齢化対策としての利便性の高い地区での高齢者住宅の整備
- ・農村ならではの暮らしができる農園(家庭菜園)付き住居の整備

### ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

[施策・事業(例)]

- ・集約型の村づくり（コンパクト化）の推進や水源保全のための農地管理・山地保全
- ・村の自然を活用した自然公園・里山の除染や里山再生に向けた産官学連携除染プロジェクト
- ・多様な再生可能エネルギーの連携・活用によるエコ住宅など川内村ならではの特色ある循環型の暮らしのシステムの検討（川内スタイルの一環として）
- ・再生可能エネルギーの普及支援（継続的な住宅用新エネルギー設備設置への支援）
- ・自然環境を活用したスポーツ施設・合宿所の整備
- ・村民プール・スポーツ施設など公共施設の活用
- ・田舎暮らし・里山暮らしの体験宿泊(いわたの郷や遊休農地等の活用)
- ・高齢者の熟練技(技術)と村の資源を活かした特産品開発や幼稚園・小学校での野菜作り指導
- ・イノベーション・コスト関連の研究者向け住宅の整備
- ・コンパクトな村づくりによる拠点づくりと街並み景観やふる里を感じる農山村景観(集落、拠点施設等を含む)の形成
- ・有形無形の歴史的伝承文化財等の保護及び継承等の充実

## (5) 戦略目標 5 政策の総合展開で波及効果を高める（すべてに共通）

川内村が復興から創造に向けた村づくりを取組むにあたっては、村の枠にとどまらず双葉地域さらにはいわき市や田村市、郡山市等などより広域的な生活圏での都市機能の利用を前提とした補完・連携関係を築いていくことが大切です。広域的な生活圏の実現において最も重要な役割を担うのは、通勤・通学や医療、買物など日々の暮らしを支えるモビリティの確保であり、国道 399 号線をはじめ広域的な幹線道路の早期改良や公共交通サービスの維持などすべての施策・事業に共通する基盤整備を、復興に不可欠な重要条件として国・県の協力の下に促進していきます。また、新しい村づくりの課題に対応できる役場の組織・体制の強化や専門人材の育成・確保、さらには、復興関連で村の支援のために来村・滞在する国・県職員や大学、NPO 等の外部人材とのネットワークの構築、情報発信力の強化などを進めることで、総合戦略の遂行基盤を確立していきます。

### ①まち・ひと・しごと創生の基盤となる広域的な道路整備と交通サービスの確保、情報基盤・発信力の強化

[施策・事業]

- ・広域的な道路整備の促進要請（国道 399 号線、小野・富岡線他）
- ・老朽化・幅員不足橋梁の整備
- ・村民生活に即した公共交通ネットワークの構築（デマンド型交通サービス、村の拠点と広域的な拠点バス路線ネットワークなど）
- ・情報発信力強化に向けた情報基盤等の強化（光ファイバー拡充、ホームページの SNS 対応等）

### ②復興から創造へ向けた村づくりを支える庁内体制の充実と専門人材の確保

[施策・事業]

- ・民間等からの専門性を持った人材の招聘（期限付き雇用等）
- ・政策対応型組織の強化（工業団地整備と企業誘致、新産業創出とブランド化、I ターン等定住人口対策などの専門担当（専任）やタスクフォースの設置）

### ③国・県派遣職員、復興支援員、大学、NPO 等外部人材・機関等とのネットワーク構築及び検証体制の充実

[施策・事業]

- ・村の復興のための外部人材支援ネットワークの構築
- ・ふる里かわうち会メンバー等を活用した首都圏等での I ターン予備軍の確保とネットワーク化
- ・県内の大学・大学生等と連携した若い人材との定期的交流と地域での活動支援（医療看護系、福祉介護系の学生をはじめとした将来の担い手や支援人材の育成）
- ・福島大学はじめ県内外の大学との連携による村づくりの指針や人材確保（福祉・介護系、保険・医療・看護系等の学生との交流など）
- ・専門家や識見者等を含めた放射能対策の強化

## 4. 今後の川内村村民の世代ニーズや属性に対応した政策パッケージ

### (1) 政策パッケージの考え方

前述した戦略目標 1～5 は、村全体として取り組む基本的な施策ですが、人口ビジョンで述べたように川内村には、人生 80 年超のライフサイクルの中で、子供からお年寄りまで多様な世代が暮らししており、さらに東日本大震災と原発事故による全村避難と帰村という特殊な背景を抱えていることから村づくりに対するニーズもより多様かつ複雑です。そこで、川内村の人たちを若年層 (30 代未満)、子育て世代 (30～50 代)、中高年層 (50 代～定年)、高齢者層 (定年後) の 4 つの年代に分け、年代別の生活ニーズを想定・整理しました。その上で、さらにⅡ 3. で前述した住民属性別 (下記に再掲) に、特徴的な生活ニーズを取り上げそれぞれに応じた政策パッケージを想定し、きめ細かな対応を着実に進めていくこととしました。

#### ア. 川内村出身者 (避難者・首都圏地域居住者等)

○潜在帰村者：平成 29 年 3 月仮設・借上住宅支援終了、平成 30 年 3 月生活再建支援終了に伴う帰村者 (当面 5 年) および子供の高校卒業後の帰村者 (5 年後～10 年後) 【40 代後半以降の中高年層中心】

(※一部は現在の川内村居住者から仮設・借上住宅返却者を除いた約 1,000 人に含まれる)。

○潜在 U ターン者：大学進学等で避難先から帰村しないまま村外に出た者、震災前から村外にて生活していた方々に対し、就職・子育て等を契機に村に戻る者 【20～30 代の若者層中心 (子どもの増加に寄与)】 (10 年後～) および親の介護や定年を契機にふるさとに戻る者 【中高年層が中心】 (時期未定)

○潜在 J ターン者 (双葉地域帰還希望者)：帰還が遅れる郡内町村住民のうち川内村居住希望者 【高齢者層が中心?】 (今後 10 年以内)

#### イ. 川内村出身者以外

○誘致企業、原子力関連産業就業者等：工業団地整備により誘致した企業やイノベーション・コースト構想等の関連で双葉地域に進出する企業等の従業員、研究者および家族等の新規居住者層 【20 代～50 代までの働き盛り層が中心 (子どもの増加に寄与)】 (数年後から時期未定)

○潜在 I ターン者 (川内村に価値を求める新規居住者)：川内村の環境や資源を活かした起業を考える人や村づくりへの参画を希望する人たち、豊かな自然環境やふれあいのあるコミュニティの中での暮らしや子育て等を希望する人たち 【20 代～30 代の若い層 (子どもの増加に寄与) と中高年層が中心】 (数年後から時期未定)

## (2) 川内村村民の世代別の生活ニーズへ対応した政策パッケージ

### ■若年層

○若年層の多くは、仕事のやりがいを重視する傾向があることから村内に多様な雇用の場があり地域の地域資源・自然資源を活かした創業・起業しやすい環境が整っていることなどが求められます。そこで、若年層の働き方（ワークスタイル）を踏まえ、戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）の施策を展開することが重要となります。

#### 【政策パッケージ】

##### [戦略目標1の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出（一定の給与水準や福利厚生制度など）
- ② 地域資源を活かした起業の促進（若者による小さなビジネス支援など）
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大（村の特性を活かした新たな仕事など）

### ■子育て世代

○子育て世代では、家計を支える安定した雇用とともに、出産・子育ての負担が少なく、充実した教育環境などに関するニーズが高い傾向にあるとともに、地域コミュニティの交流機会や助け合いのしくみを求めることが想定されます。とりわけ、ひとり親世帯（シングルマザーなど）は、自らの能力を十分に発揮して産業の担い手として働きながら安心して子供を育てられる環境を求める傾向が見られます。そこで、子供や女性にやさしい村として、子育て世代の生活ニーズを満たすためには、戦略目標1の安定した雇用に加え戦略目標3（特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす）の施策を展開することが重要となります。

#### 【政策パッケージ】

##### [戦略目標1の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出（一定の給与水準や福利厚生制度など）
- ② 地域資源を活かした起業の促進（若者による小さなビジネス支援など）
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大（村の特性を活かした新たな仕事など）

##### [戦略目標3の基本施策]

- ① 若者世代のニーズに対応した結婚、出産、子育て支援（女性が働きながら結婚・出産・子育てできる環境など）
- ② 子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施（一定の教育水準と専門性の育成など）
- ③ “かわうちっ子”の育成（多面的に対応可能な人材の育成）（郷土に誇りを持った人材育成など）

## ■中高年層

○中高年層のうち50代から60代前半では、親の介護の際に、充実した医療福祉環境や日常的な生活サービスに関するニーズが高く、また、子どもの独立後、自分たちの暮らしを営むための新たな就労の場を見つけ、老後に向けて準備していく傾向があると思われます。そこで、中高年層の生活ニーズを満たすには、戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）および戦略目標4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）の施策を展開することが重要となります。

### 【政策パッケージ】

[戦略目標1の基本施策]

- ② 地域資源を活かした起業の促進（付加価値の高い農林業等の起業）

[戦略目標4の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

## ■高齢者層（60歳代後半以降）

○60代後半以降の高齢者層には、安寧した日々の暮らしの中で、充実した医療福祉サービスや生活支援サービスを受けられる環境が不可欠です。また、定年後、新たな生きがい・就労の場を見つけ実践するとともに、子どもを介して孫の世代と交流を求める傾向が見られます。そこで、高齢者の生活ニーズを満たすには、戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）の施策を展開することが重要となります。

### 【政策パッケージ】

[戦略目標1の基本施策]

- ② 地域資源を活かした起業の促進（高齢者の生きがいにつながる就業の場づくり）

[戦略目標4の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

なお、川内村で暮らすすべての世代に共通する利便性の高い生活に対応するニーズを満たすためには、広域的視点に立った交通基盤や公共交通サービスの確保、情報発信機能の強化および村づくりの推進を加速するために庁内組織・体制の充実・強化や人材確保・育成など戦略目標5（政策の総合展開で波及効果を高める）の施策を展開することが重要となります。

### (3) 川内村村民の属性別の生活ニーズへ対応した政策パッケージ

#### ■潜在帰村者（中高年層・高齢者層）

○現在川内村に帰村している住民は高齢者が中心ですが、今後帰村が見込まれる住民（潜在帰村者）についても、仮設住宅・借り上げ住宅支援や生活再建支援の終了に伴い帰村する高齢者層や子供が高校に入学した40代後半以降の中高年層が中心と考えられます。そのため帰村した後、村で生計を支える新たな就労の場を見つけたり、生きがいのためのしごとを実践したりすることに対するニーズが高いと思われます。また、日々の暮らしの中で充実した医療や福祉・介護の環境やサービス、さらには日常的な買い物や移動等に対する支援ニーズも確実に高まっています。そこで、これらのニーズを満たすためには、世代別生活ニーズ戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）に加え、戦略目標2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）の政策を展開することが重要となります。

#### 【政策パッケージ】

[戦略目標1の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出（一定の給与水準や福利厚生制度など）
- ② 地域資源を活かした起業の促進（付加価値の高い農林業等の起業）
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大

[戦略目標2の基本施策]

- ① 川内村出身者への情報伝達による交流の促進(村に戻ってみようと思うきっかけづくりなど)

[戦略目標4の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

#### ■潜在Uターン者（子育て世代）

○震災以前に村を出て県内外で暮らし、人生の節目で帰村の可能性を有する潜在Uターン者は、30代から定年までの子育て世代や中高年層が中心と考えられます。その他には、いつかは戻ってもいいかなと思う気持ちを持った層もあり、現在の暮らしと比較して村での暮らしにメリットを感じて、村に戻っても不便なく暮らせることが伝わることにより、Uターンに踏み切ることなどが考えられます。

そこで、潜在Uターン層のニーズを満たすには、世代別の生活ニーズのうち、子育て世代には、戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標3（特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす）を中心としつつ必要に応じ、戦略目標2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）および戦略目標4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）の政策を展開することが重要となります。

## **【政策パッケージ】**

### [戦略目標 1 の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出（一定の給与水準や福利厚生制度など）
- ② 地域資源を活かした起業の促進（若者による小さなビジネス支援など）
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大（村の特性を活かした新たな仕事など）

### [戦略目標 2 の基本施策]

- ① 川内村出身者への情報伝達による交流の促進（村に戻ってみようと思うきっかけづくりなど）
- ② 若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実
- ③ 情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

### [戦略目標 3 の基本施策]

- ① 若者世代のニーズに対応した結婚、出産、子育て支援
- ② 子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施
- ③ “かわうちっ子”の育成（多面的に対応可能な人材の育成）

### [戦略目標 4 の基本施策]

- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進

## **■潜在Uターン者（中高年層）**

○上記の潜在Uターン者のうち中高年層のニーズを満たすには、世代別の生活ニーズのうち、戦略目標 1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標 4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）に加え、戦略目標 2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）の政策を展開することが重要となります。

## **【政策パッケージ】**

### [戦略目標 1 の基本施策]

- ② 地域資源を活かした起業の促進（6次産業化・特産品開発等）

### [戦略目標 2 の基本施策]

- ① 川内村出身者への情報伝達による交流の促進
- ② 若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実
- ③ 情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

### [戦略目標 4 の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

## ■潜在 I ターン者（若年層および子育て層（シングルマザー等））

○潜在 I ターン者としては、川内村にしがらみがなく田舎に対して前向きな関心を持つ 30 代未満の若年層や大都市等では不便を感じているシングルマザー等のひとり親世帯などが中心と考えられます。そのため、生活コストがかからず、地域の中で起業に取り組んだり、働きながら安心して子育てができるという川内村ならではの住み良さが情報としての確に伝わることで、I ターンのきっかけをつくり、来村して村の地域資源・自然資源を活かした村づくりのイベント等への参加・参画や居住やしごとの体験などが定住へつながるものと考えられます。

そこで、潜在 I ターン層に対しては、世代別の生活ニーズ：戦略目標 1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）に加え、戦略目標 2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）および戦略目標 4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）を政策展開するとともに、さらにひとり親の子育て世帯などに向けては、正規社員等として能力を発揮しながら安心して子育てができるために上記の戦略目標に加えて戦略目標 3（特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす）の政策を展開することが重要となります。

### 【政策パッケージ】

#### [戦略目標 1 の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出
- ② 地域資源を活かした起業の促進
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大

#### [戦略目標 2 の基本施策]

- ② 若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実
- ③ 情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

#### [戦略目標 3 の基本施策]：ひとり親世帯層(シングルマザー等)の場合

- ① 若者世代のニーズに対応した結婚、出産、子育て支援
- ② 子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施
- ③ “かわうちっ子”の育成(多面的に対応可能な人材の育成)

#### [戦略目標 4 の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

## ■潜在 J ターン者（中高年層・高齢者層）

○震災前に双葉地域等に居住しながら帰還の目途が立たず川内村に居住地を求める潜在 J ターン者は、高齢者層を中心に 40 代後半以降の中高年層などが考えられることから、双葉地域への愛着を持ちつつ村で新たな就労の場や生きがいを見つけ、新たな生活を営んでいける環境が必要となります。あわせて、充実した医療や福祉環境やサービス、日々の暮らしに不便を感じない暮らしの環境も必要となります。

そこで、潜在 J ターン層のニーズを満たすには、中高年層・高齢者層では、戦略目標 1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標 4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）に加え、戦略目標 1 と戦略目標 2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）の政策を展開することが重要となります。

### **【政策パッケージ】**

#### [戦略目標 1 の基本施策]

- ① 安定した雇用の場の創出
- ② 地域資源を活かした起業の促進
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大

#### [戦略目標 2 の基本施策]

- ② 若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実
- ③ 情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

#### [戦略目標 4 の基本施策]

- ① 生活環境の不安・不便解消に努めるための地域連携と公共サービスの充実
- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
- ③ 自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進

## ■誘致企業・原子力関連産業従事者層（子育て世代）

○国・県を挙げて推進を計画しているふくしまイノベーション・コースト構想等の展開により実現が望まれる誘致企業・原子力関連産業の従事者のうち新たに村に居住する層は、30～50代の子育て世代が中心と考えられることから村内に工業団地やイノベーション・コースト関連の研究施設の環境が整備され、就業機会が創出された上で、村の良さが情報として伝わることにより村への移住・定住を選択することが想定されます。また今後は、双葉地域で長期間にわたり展開される廃炉作業関連の従事者などの居住ニーズが生ずることも予想されます。

そこで、これらのIターン層のニーズを満たすには、世代別の生活ニーズ：戦略目標3（特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす）に加え、戦略目標1（村内での起業及び企業誘致の両輪により村に“しごと”を創る）と戦略目標2（帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む）、戦略目標4（固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する）を政策展開することが重要となります。

### 【政策パッケージ】

#### 〔戦略目標1の基本施策〕

- ① 安定した雇用の場の創出(企業・研究機関誘致等)
- ③ 新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大

#### 〔戦略目標2の基本施策〕

- ② 若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実
- ③ 情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール

#### 〔戦略目標3の基本施策〕

- ① 若者世代のニーズに対応した結婚、出産、子育て支援
- ② 子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施
- ③ “かわうちっ子”の育成(多面的に対応可能な人材の育成)

#### 〔戦略目標4の基本施策〕

- ② 帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進

なお、世代別生活ニーズでも述べたとおり、川内村で暮らすすべての属性に共通する利便性の高い生活に対するニーズを満たすためには、交通基盤の確保をはじめとした戦略目標5（政策の総合展開で波及効果を高める）の施策展開が重要となります。

#### 〔戦略目標5の基本施策〕

- ① まち・ひと・しごと創生の基盤となる広域的な道路整備と交通サービスの確保
- ② 復興から創造へ向けた村づくりを支える庁内体制の充実と専門人材の確保
- ③ 国・県派遣職員、復興支援員、大学、NPO等外部人材・機関等とのネットワーク構築及び検証体制の充実

以上(2)年代別および(3)属性別の暮らしのニーズに対応した戦略目標と基本施策を次ページの総括表に取りまとめました。

表Ⅲ-1 川内村の世代別の生活ニーズと戦略目標、基本施策（総括表）

年齢階層	属性	求められる生活シナリオ	関連する戦略の柱	基本施策	
若年層	現在の居住者	村内に雇用の場があり、村の地域資源・自然資源を活かした産業に従事することができるくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。	①安定した雇用の場の創出 ②地域資源を活かした起業の促進 ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大	
子育て世代		出産・子育ての負担が少なく、充実した教育環境を利用できる。地域コミュニティで交流の機会が多いくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略3 特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす。	①安定した雇用の場の創出 ②地域資源を活かした起業の促進 ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大 ①若者世代ニーズに対応した結婚、出産、子育て支援 ②子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施 ③“かわうちっ子”の育成(多面的に対応可能な精神力の育成)	
中高年層		親の介護の際、充実した医療福祉環境や生活サービスを利用できる。子どもの独立後、新たな生きがい・就労の場を見つけ、実践できるくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。	②地域資源を活かした起業の促進 ①生活環境の不安不便解消に努める地域連携と公共サービスの充実 ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進 ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進	
高齢者層		自ら、充実した医療福祉環境や生活サービスを利用できるくらし。定年後、新たな生きがい・就労の場を見つけ、実践できるくらし。子どもとふれ合いや交流の機会が多いくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。	②地域資源を活かした起業の促進 ①生活環境の不安不便解消に努める地域連携と公共サービスの充実 ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進 ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進	
中高年層/ 高齢者層	今後想定される居住者	仮設・借上住宅支援の終了や生活再建支援の終了に伴って帰村し、村で新たな生きがい・就労の場を見つけ、実践している。充実した医療福祉環境や生活サービスを利用できるくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。	①安定した雇用の場の創出 ②地域資源を活かした起業の促進 ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大 ①川内村出身者への情報伝達による交流の促進 ①生活環境の不安不便解消に努める地域連携と公共サービスの充実 ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進 ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進	
子育て世代/ 中高年層		潜在Uターン者	Uターンの判断につながるような村の環境の良さや豊かなくらしなどきめ細かな情報が伝わる。(その他は、帰村者の項目と共通)	戦略2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。 ※子育て世代⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策1～3、戦略3 基本施策1～3を追加) ※中高年層 ⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策2、戦略4 基本施策1～3を追加)	①川内村出身者への情報伝達による交流の促進 ②若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実 ③情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
若年層/ 子育て世代 (ひとり親世帯等)		潜在Iターン者	Iターンの判断やきっかけに結び付くような都会と比べた村の環境の良さや暮らしやすさがきめ細かな情報として伝わる。若者については、村の地域資源・自然資源を活かした村づくりのイベント等に参画できるくらし、一人親等の子育て世代については、安心して子供を育てながら能力を発揮できる仕事があるくらし。(その他は、帰村者の項目と共通)	戦略2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む。 戦略3 特色ある施策で子育て世代に好まれる“むら”をめざす。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。 ※若年層 ⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策1～3を追加)	②若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実 ③情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール ①若者世代ニーズに対応した結婚、出産、子育て支援 ②子どもの成長ステージに対応した特色ある教育の実施 ③“かわうちっ子”の育成(多面的に対応可能な精神力の育成) ①生活環境の不安不便解消に努める地域連携と公共サービスの充実 ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進 ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進
中高年層/ 高齢者層	潜在Jターン者	避難前の居住地には帰還できないものの、双葉地域の川内村で新たな生きがい・就労の場を見つけ、実践できるくらし。充実した医療福祉環境や生活サービスを利用できるくらし。(その他は、帰村者の項目と共通)	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。 ※中高年層 ⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策2、戦略4 基本施策1～3を追加) ※高齢者層 ⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策2、戦略4 基本施策1～3を追加)	①安定した雇用の場の創出 ②地域資源を活かした起業の促進 ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大 ②若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実 ③情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール ①生活環境の不安不便解消に努める地域連携と公共サービスの充実 ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進 ③自然環境をはじめとした川内村独自の資源を活かしたむらづくりの推進	
子育て世代		誘致企業・原子力関連産業従事者	職場のある川内村での居住に結び付くような近隣都市等に比べた村の暮らしやすさについてのきめ細かな情報が伝わる。村内に工業団地やイノベーションコースト関連の研究施設などが整備され、就労環境が整ったくらし。	戦略1 村内での起業及び企業誘致による両輪で村に“しごと”を創る。 戦略2 帰村促進と転入促進で村に“ひと”を呼び込む。 戦略4 固有の環境を活かした“むら”ならではの生活空間を実現する。 ※子育て世代⇒帰村者の項目と共通(戦略1 基本施策1、3、戦略3 基本施策1～3を追加)	①安定した雇用の場の創出 ③新規進出企業と既存企業・異種業種との連携による就労機会の拡大 ②若者等新規定住者への村内生活の支援策の充実 ③情報発信の強化による川内村の価値を求める“ひと”たちへのアピール ②帰村者、新規転入者の多様なニーズに合った住宅政策やむらづくりの推進
共通		共通	-	戦略5 政策の総合展開で波及効果を高める。	①まち・ひと・しごと創生の基盤となる広域的な道路整備と交通サービスの確保 ②復興から創造へ向けた村づくりを支える庁内体制の充実と専門人材の確保 ③国・県派遣職員、復興支援員、大学、NPO等外部人材・機関等とのネットワーク構築及び検証体制の充実

(注) 世代別の生活ニーズについては、属性「現在の居住者」(上から4行)に整理している。属性別の生活ニーズについては、属性「現在の居住者」、「今後想定される居住者」(全行)に整理している。

## 5. 地方創生版実行計画事業表

川内村が、地方創生で目指す事業内容としては、定住人口や交流人口の増加を図り、村の活性化につなげることを目的としています。継続的に実施しなければ効果が見えない事業が多くあり、すぐに成果の見える事業は少ないと思われます。イベント関係の事業については、単年度、又は2、3年度で完了するものもあります。しかし、川内村の個性と独自性を示した事業を地方創生事業として掲げていくことが地方創生事業の趣旨となっており重要となります。これらの要件を踏まえ、川内村の地方創生事業としては、子どもと女性にやさしい施策・事業を地方創生事業とし、以下の事業を掲げております。

表Ⅲ-2 地方創生版実行計画事業表

No	項目	総合戦略の体系項目		事業内容	実施年度			
					H28	H29	H30	H31
1	新規就農者支援事業補助金	戦略1	(農業振興・後継者育成事業)	農業振興及び後継者育成のために、新規就農者の支援を図る。	○	○	○	○
2	農林業振興事業及び補助事業の拡大	戦略1	(農林業の活気を取り戻す各種事業の展開)	村の基幹的産業を成す森林、農地を生かした農林業の振興を図る。	○	○	○	○
3	村内産品の販路拡大促進事業	戦略1	(村内産品及び6次化産業産品の開発販売事業)	村の特産品の販路開拓及び新規特産品の開発を進める	○	○	○	○
4	新種農産物栽培導入事業	戦略1	(施設園芸・新種野菜・花卉・ぶどう栽培等の導入)	各種支援策を活用し、ブドウ栽培をし、最終的にはワイン生成につなげる。併せて新規花卉栽培又は新種導入を図る。	○	○	○	○
5	農用地区画(耕地)整備事業	戦略1	(積極的な農業振興の推進により作業効率・適地適作・大規模化等)	耕作地の作業効率生産性を高めるために農地の区画整理を行う。	○	○	○	○
6	既存企業の新規業種及び規模拡大事業	戦略1	(既存企業の経営基盤(施設・設備含め)及び体力強化策の充実)	既存企業の経営基盤強化を図り、雇用者の増員を図れるように支援する。工業団地以外職種分野での企業誘致を図る。	○	○	○	○
7	新規進出企業誘致事業	戦略1	(積極的な企業誘致策の展開)	工業団地の造成を行い、企業誘致を図り雇用の場の拡大を図る。	○	○	○	○
8	ふる里かわうち会に係る経費	戦略2	(U・I・Jターン者獲得)	村出身者(関東在住)との交流を行い、村のファンを増やし、ふるさと納税額の増加やI・U・Jターン人口の拡大につなげる。	○	○	○	○
9	いわなの郷キャンプ場設置関係	戦略2	(交流人口拡大)	既存の集客メニューだけではなく、新たにキャンプ場等を設け、いわなの郷への来場者を増やし、交流人口の拡大につなげる。	○	○	○	○
10	かわうちの湯・いわなの郷・体験交流館指定管理料	戦略2	(既存事業の強化・交流人口拡大)	村の観光施設となっている「かわうちの湯」「いわなの郷」「体験交流館」の積極的な活動管理により交流人口を呼び込む事業委託する。	○	○	○	○
11	川内村女性・若者等活動助成	戦略2	(婦人会及び各種団体活動費補助)	村内の若者(子ども含め)や女性(婦人層含め)の活動を活性化させるための助成事業を推進する。	○	○	○	○
12	出会いの場形成推進事業	戦略2	(婚姻等に繋がる出会いの場の形成)	後継者や人口の増加を図る取組みとして、お見合い等による若者の出会いの場を設定する。	○	○	○	○
13	公共施設(プール・運動場等)を活用したイベント事業の推進	戦略2	(交流人口拡大事業(学生の交流含め))	村営温室プールが整備されることに伴い、イベント事業を実施し、交流人口の拡大につなげる。(村民の健康増進も含めた活動の展開含め)	○	○	○	○
14	首都圏等での村の魅力発信・交流促進事業	戦略2	(U・I・Jターン者獲得)	村出身者(首都在住)を巻き込み、首都圏等でのイベントを実施し、村の魅力を外部に発信する。I・U・Jターン人口や交流人口の拡大にも繋げる。	○	○	○	○
15	通信網整備事業	戦略2	(光ファイバー追加敷設)	村内居住者の利便性向上を図るとともに村内での情報収集や情報発信の機能強化を図り、都市部との格差解消を図る。	○	○	○	○
16	天山祭り運営補助費・ライトアップ事業	戦略2	(交流人口拡大)	村のイベントを代表する「天山祭り」、さらに「天山文庫」のイメージアップを図るライトアップによって、交流人口の拡大に繋げる。	○	○	○	○
17	ひとり親世帯移住支援事業	戦略2	(シングルマザー対策事業)	定住人口増加を図る一策として、ひとり親世帯の移住につなげるための新規事業、村移住体験ツアーの実施。	○	○	○	○
18	村ホームページリニューアル委託事業	戦略2	(村の情報発信事業)	村情報の発信強化を図るため、村のホームページをリニューアルし、スマートフォンにも対応したシステム構築を図り、情報発信の強化・充実を図る。	○	○	○	○
19	幼児保育アドバイザー支援事業	戦略3	(子ども対策)	幼児保育アドバイザー資格者を置き、子育て環境の充実を図る。	○	○	○	○
20	親子ふれあい事業(スキー教室等)	戦略3	(子ども対策)	村内在住の親子ふれあいのためのスキー教室を開催し、子どもたちの見聞を広める。	○	○	○	○

No	項目	総合戦略の体系項目		事業内容	実施年度			
					H28	H29	H30	H31
21	外国語指導支援事業	戦略3	(子ども対策)	外国人教師を学校等(保育園・小学校・中学校)に招致し、語学力(英語)の向上と生の英語体験による見聞拡大を図る。	○	○	○	○
22	職業人・専門員による学業分野外の課外授業支援事業	戦略3	(村外からの各種専門員招致事業)	将来を見据え、学校教学だけでなく、社会のしくみや就労等(中小企業診断士等)を見据えた総合学習の充実を図る。	○	○	○	○
23	学力向上サポート事業	戦略3	(子ども対策)	山村である村内に居住しても村営の興学塾を運営することで学力の向上を図る。	○	○	○	○
24	かわうち保育園遊具整備事業	戦略3	(子ども対策)	保育園での幼児教育・活動を充実させるために用具等の整備充実を図る。	○	○	○	○
25	高齢者対策事業	戦略3	(子どもと高齢者の共生、高齢者の生きがいづくり)	高齢者の増加に伴う各種対策の充実を図り、高齢になり川内村で生活しても「良かった」と感じられる事業の展開を図る。	○	○	○	○
26	子育て支援事業	戦略3	(子ども対策)	川内村の将来を担う子どもの生活支援や子育て世帯への支援強化を図る。	○	○	○	○
27	小学生夏学校実施事業	戦略3	(子ども対策)	原子力災害後の子供たちの野外活動の充実を図るために友好都市である「北海道士別市」に子どもを派遣し、体験学習等の夏学校を開催する。	○	○	○	○
28	新生児チャイルドシート購入助成事業	戦略3	(子ども対策)	新生児や幼児の安全確保のため子どもが生まれたときに使用するチャイルドシートを購入するための補助交付をする。	○	○	○	○
29	村民スポーツ促進交流事業(盆野球・駅伝等)	戦略3	(子ども及び村民・村出身交流事業)	村の伝統継行事である「盆野球」等を開催し、村の活気を取り戻すと共に盆の時期に帰省する村出身との交流イベントになっており重要性が高い。	○	○	○	○
30	村民プール管理運営事業費 (過疎債充当)	戦略2・3	(村外からの交流人口・子ども育成)	村内居住者及び帰村者、更には村内に訪れる観光客等の集客を図り、村民の健康増進や交流人口の拡大策につながる村民プールの管理運営となる。	○	○	○	○
31	中学生キャリア教育研修生派遣事業	戦略3	(子ども対策)	中学生の見聞を広げるための教育研修として生徒を海外に派遣する。(村での環境、国内での環境と海外での体験を踏まえ、将来の人格づくりに役立てる)	○	○	○	○
32	福島大学などによるまちづくりの検討・教育機関との連携事業	戦略3	(大学生と子どもの交流)	福島大学等でまちづくりを学ぶ学生に、村をテストフィールドとして使用してもらい、福島県で医療看護・福祉介護を専攻する学生に、村の特老施設等で、高齢者対応による実習をしてもらって単位認定を図る。若者の交流人口の拡大、学生との交流を通じた村の魅力の再発見、村のファン獲得につなげる。また、学生と小中学生の交流で、学生生活を紹介したり、勉強を教えたりすることも考えられる。	○	○	○	○
33	空き家対策事業	戦略4	(居住環境の整備)	空き家状況の把握、更に貸借意向の調査確認等により、村内への居住者獲得策の一助を担う空き家対策を行う。	○	○	○	○
34	エコエネルギーを活用した川内版循環型社会システム推進事業	戦略4	(再生可能エネルギー活用促進(太陽光発電設備等への設置補助))	村で進められている各種の再生可能エネルギーへの取組について、民間企業等の参画も視野に、相互の連携による環境にやさしい循環型の川内村ならではの新たな地域社会システムのモデル構築の検討を行う。	○	○	○	○
35	スポーツによる村の魅力再発見事業	戦略4	(ウォーキング・ジョギング・スイミング等によるイベント開催等)	普段何気なく見ている景観をウォーキング、ジョギング等のイベントにより、村の魅力を発掘・再発見し、集客を図る。	○	○	○	○
36	食による村の魅力再発見事業	戦略4	(村産材による料理コンテスト等の開催)	季節を通じた村内産の産品等(野菜・保存食)や伝統食を活用したイベントを開催することでの村の魅力の発掘と集客を図る。	○	○	○	○
37	目で見る村の魅力再認識事業(フォトコンテスト)	戦略4	(四季を通じた山河・田園風景・歴史的文化的文化財等の写真コンテストの開催)	写真コンテストを開催することで、村内外からの集客を図り交流人口の拡大と村魅力の発掘とPRを図る。	○	○	○	○
38	村固有の歴史的文化的文化財や伝承芸能の保護継承事業	戦略4	(文化財や伝統芸能継承団体への支援補助の充実)	村が直接実施する事業のほか、各行政区・団体等において保護・継承を行っている事業に対する支援等の充実を図る。	○	○	○	○
39	コンパクトな村の拠点と公共交通サービスの連携システム検討	戦略4	(交通弱者のくらしの足の確保)	高齢化対策や住民の利便性向上のため、集約的なコンパクトビレッジを検討するため、デマンドバス等と公共交通サービスの連携システム構築を検討する。	○	○	○	○
40	村定住化支援事業	戦略4	(住宅・アパート建設補助)	人口増及び村定住化策として、新築住宅やアパート建設に対し補助施策として事業展開を図る。	○	○	○	○
41	川内村への各種人材確保策(復興関連臨時対応人員)	戦略5	(復興支援員・専門員等)	各種施策を実施する上で、事務的な手続きが必要不可欠であり、それらの作業を担うスタッフの人員増や専門性の充実を図る。(復興関連臨時対応人員のスタッフ等の増強踏まえ)	○	○	○	○
42	生活路線バス運行事業 (過疎債充当)	戦略5	(福島交通・新常磐交通運行補助)	帰村後の村民の交通を支えている路線バスへの運行補助事業。(村から小野町、田村市までの生活路線バスを運行)	○	○	○	○

No	項目	総合戦略の体系項目	事業内容	実施年度			
				H28	H29	H30	H31
43	オンデマンドバス・タクシー等の運行事業	戦略5 (新規事業者の参入を含めた新たな村民の移動手段の確保)	交通弱者等を含めた交通環境の充実を図る。また、自動車免許返納者や高齢者等の増加により、公共的な交通手段利用者の利便性向上を図る。	○	○	○	○
44	道路整備事業(村道管理－村、県道(小野富岡等)－県、399号－国)	戦略5 (交通網整備)	村内又は村外への移動する場合の交通網整備事業。特に村事業では無いが、国道399号、県道小野富岡線の早期改良は極めて重要な位置づけを成している。併せてそれらの道路とアクセスする村道の整備管理も重要となる。	○	○	○	○
45	内科・歯科等専門医診療事業(医師確保一部復興財源充当)	戦略5 (医療分野強化策事業)	村居住者や帰村者の医療環境の充実を図るため、内科・歯科の診療のほか整形外科、眼科等の定期的な診察により、住民の安全安心を図る。また、複数同時診療においては、診察室及び看護師等の対応も必要となる。	○	○	○	○
46	地域連携を図った広域的な事業	戦略5 (医療・福祉・交通網・交流・教育等の広域的な事業展開)	原子力災害に伴う被災自治体間の連携策としてイノベーションコースト構想等における広域連携があるが、隣接する田村市やいわき市、小野町等との連携を図ることも、帰還が進む双葉郡の町村との連携と合わせ検討していかなければならない。	○	○	○	○
47	住民の集う場の形成事業(子ども・女性・高齢者等)	戦略5 (公共施設の整備及び運用の効率化)	村民、新たな居住者が住み良い環境を築くためのコミュニティの場の形成が重要となるため、効果的な住民(子ども・女性・高齢者等)が集う公共施設を計画的に設置する。	○	○	○	○
48	川内村景観形成事業	戦略5 (村に住む人・交流する人が魅力に感じられる景観の形成(村環境を活かした民間住宅及び公共施設等の整備含め))	村の賑わいを取り戻すために、村内の景観形成を図るための検討会等の開催を図る。	○	○	○	○
49	復興から創造に向けた事業展開を図るための庁舎内体制の拡充	戦略5 (実効性かつ効果的な成果を達成できる組織体制の整備)	地方創生及び復興関連事業に取り組むために職員をはじめ、各種支援員等の拡充を図る。	○	○	○	○
50	放射能関連対策事業	戦略5 (原子力災害後の放射能対策事業及び風評被害払しょく等事業)	放射能に関する対策事業を実施し、放射能状況の把握、風評被害の払拭を図る施策の実施を行い、村民の帰還促進や交流人口・定住人口の拡大につなげる。	○	○	○	○
51	事業検証委員会等の設置運営事業	戦略5 (各種施策事業の事業検証は行い、適宜見直しを含め事業の実現性を高める)	地方創生及び復興関連事業の進捗状況確認や計画・施策変更も踏まえた検証委員会等を設定し、効果的効率的な事業展開を図るための事業検証を行う。	○	○	○	○

## IV 付属資料

### [資料1 人口ビジョン・川内村版総合戦略策定の経緯]

平成26年11月28日に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に定められた自治体版総合戦略の策定方針に基づき、平成27年度に村職員による検討会（H27.4月）や有識者による策定委員会（H27.6月）を設置し、今後の政策指針として位置づけられる「人口ビジョン・川内村版総合戦略」の策定を依頼しました。職員検討会および策定委員会では、村での帰村者等の状況を踏まえた村の人口動向等に基づく施策に向け以下のような検討を重ね「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

#### ○策定委員会

- 第1回 H27.6.30 委員委嘱、諮問、趣旨説明、現況報告、意見交換
- 第2回 H27.7.27 総合戦略の組み立てと基本的考え方の検討
- 第3回 H27.9.2 人口ビジョン(推計人口に基づく将来人口等)の検討
- 第4回 H27.10.1 総合戦略(具体的施策・事業等)の検討
- 第5回 H28.3.2 答申案(川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略)の検討および村長への答申

#### ○職員検討会（係長会議）

- 第1回 H27.4.23 策定趣旨説明、現況報告、意見交換
- 第2回 H27.6.3 人口ビジョン・総合戦略(具体的施策・事業等)の検討
- 第3回 H27.7.17 各課ヒアリング状況の結果報告
- 第4回 H28.2.19 人口ビジョン・総合戦略(具体的施策・事業等)の取りまとめ(案)の提示
- 各課ヒアリング H27.6.16-17 (係長会議における提案に基づき実施)

#### ○政策会議（課長会議）

- 第1回 H27.7.24 策定趣旨説明・現況報告及び各種会議等の経過報告・意見交換
- 第2回 H27.8.25 各種会議等の経過報告・意見交換
- 第3回 H27.9.24 各種会議等の経過報告・意見交換
- 第4回 H27.12.21 各種会議等の経過報告・意見交換
- 第5回 H28.1.26 各種会議等の経過報告・意見交換
- 第6回 H28.2.23 人口ビジョン・総合戦略(具体的施策・事業等)の取りまとめ(案)の提示

#### ○住民アンケート調査

H27.9月実施（帰村および避難住民を含む全世帯を対象）

#### ○行政懇談会

H27.11月～12月実施（郡山市仮設住宅を含む10地区で開催）  
懇談会においてアンケート調査集計結果を説明し懇談

#### ○議会への報告

平成27年3月の定例議会機関での勉強会(石破地方創生担当大臣によるコメントのDVD上映)を行い、その後適宜中間報告(平成27年9月)、素案報告等(平成28年2月)を実施

#### ○検証委員会の実施（地方創生総合戦略策定のための帰還に向けた有識者による意見聴取）

H27.12.17及びH28.2.29に実施（放射能及び避難者帰還に向けた村現況の検証）

## [資料2 策定委員会答申文]

平成28年3月2日

川内村長 遠藤雄幸様

川内村まち・ひと・しごと創生  
総合戦略策定委員会  
委員長 小野沢元久

### 川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略について(答申)

平成27年6月30日に諮問のありました「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について、川内村の将来を勘案し5回の委員会開催を経て、慎重かつ真剣に調査・審議を行った結果、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

なお、貴職におかれましては、この答申の趣旨を最大限に尊重して、「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定されるとともに、計画の着実な推進を図られるよう要望します。

#### 記

全国の多くの地方自治体で、少子高齢・人口減少の克服、地域経済の活性化、さらには安全・安心で豊かな地域社会の形成などが課題となっています。川内村は、東日本大震災および福島第一原子力発電所事故による全村避難を余儀なくされました。

当委員会では、困難な状況の中でいち早く帰村を宣言し、村民の帰村と復興に着実に取り組む姿勢を大切にしながら、第四次総合計画が掲げた将来像「新生かうちの創造」の実現をめざす中で、復興から創造に向け人口、経済、地域社会、放射能対策などとさまざまな課題に一体的に取り組むための指針として、「川内村人口ビジョン」および「川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

人口ビジョンでは、人口動向を踏まえた20年後の2035年における村人口の目標値として震災前の2,800人程度の人口を目指すことを掲げ、その実現に向け、総合戦略では5つの戦略目標を示し、業績評価指標(KPI)を設定し、具体的な施策・事業の展開を掲げました。

東日本大震災からすでに5年が経過し、川内村を震災前と同じ姿に戻すことは困難であることから、川内村の人口回復に向けては、帰村の促進と併せて、就業・起業や子育て環境を川内村に求めて移り住んでくる新規転入者や多くの交流人口を呼び込むことが必要となります。

また、具体的な施策・事業の実施については、“ないもの”を追い求めるのではなく地域に“あるもの”を最大限に活用することで、便利さだけではない都市部とは異なる小さな村だからこそ出来る特徴ある独自の暮らし方(ライフスタイル)を打ち出し、その魅力を磨き上げるべきと考えます。

そのため、例えば「ひとり親世帯(シングルマザー等)の呼び込み」「再生可能エネルギー等を活用した循環型社会づくり」「交流人口増大と村外人材とのネットワーク構築」などと時代の要請を的確に見据え、的を絞った施策を重点的に展開することが大切と考えます。

本戦略の推進に当たっては、すでに進められている川内村復興計画や第四次川内村総合計画との整合性を十分に図りつつ、広く村民の理解と協力を求め、戦略目標に掲げた5つの施策を如何にして成功させるか、業績評価指標(KPI)を設定し、最善の努力を施し達成できることを望むとともに、企業や諸団体を含めた参画・協働の村づくりを進められたい。

さらに、帰還後のこれまでの経験を活かし広域的な視点に立ち、今後帰還が進む周辺自治体等との連携協働を図り、双葉地方の復興の礎を築くことを強く要望します。

以上

[資料3 人口ビジョン・川内村版総合戦略策定委員名簿]

団 体 名	役 職	氏 名	備 考
日本大学	理事長代理代行	小野沢 元久	
福島大学 (うつくしまふくしま未来支援センター)	特任研究員	間野 博	
川内村行政区長会	会 長	高野 恒大	
川内村婦人会	会 長	秋元 洋子	
川内村教育委員会	委員長	遠藤 真一	
川内村商工会	会 長	井出 茂	
川内中学校	校 長	本間 義和	
川内小学校	校 長	塙 広治	
J Aふたば 川内支店	支店長	大和田 忠好	
日本政策金融公庫 いわき支店	支店長	三原 康弘	
経済産業省	課長補佐	井上 裕章	
福島県 避難地域復興課	副課長	加賀谷 宏明	
社会福祉協議会	事務局長	遠藤 清輝	

[資料4 検証委員会 委員名簿]

	氏名	カナ	所属（連絡先）
委員長	高村 昇	タカムラ ノボル	長崎大学原爆後障害医療研究所教授
副委員長	井上 正	イノウエ タダシ	電力中央研究所研究顧問
委員	丹波 史紀	タンバ フミノリ	福島大学行政政策学類准教授
委員	坪倉 正治	ツボクラ マサハル	東京大学医科学研究所先端医療社会コミュニケーションシステム 社会連携研究部門
委員	遠藤 真一	エンドウ シンイチ	川内村役場 産業振興課 除染係

---

川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略  
2016年3月

発行：福島県双葉郡川内村 総務課

〒979-1292

福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24

TEL：0240-38-2111／FAX：0240-38-2116

---